

副

第24回黒潮町議会3月定例会会議録

平成26年3月7日 開会

平成26年3月19日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 3 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
3 月 7 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明
3 月 8 日	土	休 会	休 会
3 月 9 日	日	休 会	休 会
3 月 10 日	月	本会議	質疑・委員会付託
3 月 11 日	火	休 会	委員会
3 月 12 日	水	休 会	委員会
3 月 13 日	木	休 会	委員会
3 月 14 日	金	本会議	一般質問
3 月 15 日	土	休 会	休 会
3 月 16 日	日	休 会	休 会
3 月 17 日	月	本会議	一般質問
3 月 18 日	火	本会議	一般質問
3 月 19 日	水	本会議	委員長報告・ 委員長報告に対する質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第 13 号

平成 26 年 3 月第 24 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 26 年 2 月 28 日

黒潮町長 大 西 勝 也

記

- | | | |
|-----|---|------------------|
| 1 期 | 日 | 平成 26 年 3 月 7 日 |
| 2 場 | 所 | 黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂 |

平成26年3月7日(金曜日)

(会議第1日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	小永正裕	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
		11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	下村勝幸
16番	山本久夫				

不応招議員

10番 明神照男

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	金子富太	住民課長	松田春喜
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	野並誠路
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	今西文明	会計管理者	濱田啓
教育委員長	山下一夫	教育長	坂本勝
教育次長	畦地和也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

15番 下村勝幸

1番 小松孝年

議事日程第1号

平成26年3月7日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第94号から152号まで
(提案理由の説明)

●町長から提出された議案

議案第 94 号	黒潮町都市公園条例の一部を改正する条例について
議案第 95 号	黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 96 号	黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 97 号	黒潮町立大型共同作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 98 号	黒潮町特産品販売店舗設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 99 号	黒潮町体験交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 100 号	黒潮町畜産団地施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 101 号	黒潮町漁港管理条例の一部を改正する条例について
議案第 102 号	黒潮町水産加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 103 号	黒潮町夜間照明施設設置条例の一部を改正する条例について
議案第 104 号	学校開放に係る体育施設の照明施設等使用料条例の一部を改正する条例について
議案第 105 号	黒潮町佐賀老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 106 号	黒潮町立町民館使用条例の一部を改正する条例について
議案第 107 号	黒潮町立墓地設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 108 号	黒潮町総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 109 号	黒潮町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例について
議案第 110 号	黒潮町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 111 号	黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 112 号	黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第 113 号	黒潮町行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例について
議案第 114 号	黒潮町公共用財産管理条例の一部を改正する条例について
議案第 115 号	黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 116 号	黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例について
議案第 117 号	黒潮町南海トラフ地震対策推進基金条例の制定について
議案第 118 号	黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 119 号	黒潮町税条例の一部を改正する条例について
議案第 120 号	黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 121 号	黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 122 号	黒潮町債権管理条例の制定について
議案第 123 号	黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について
議案第 124 号	黒潮町立水産関係等共同作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 125 号	黒潮町環境ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
議案第 126 号	黒潮町道路、附属物占用及び徴収条例の一部を改正する条例について
議案第 127 号	黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 128 号	黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 129 号	黒潮町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 130 号	黒潮町国民健康保険直営診療所診療車使用条例を廃止する条例について
議案第 131 号	黒潮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 132 号	平成 25 年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 133 号	平成 25 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について
議案第 134 号	平成 25 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について
議案第 135 号	平成 25 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第 136 号	平成 25 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
議案第 137 号	平成 25 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について
議案第 138 号	平成 25 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について
議案第 139 号	平成 25 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について
議案第 140 号	平成 26 年度黒潮町一般会計予算について
議案第 141 号	平成 26 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
議案第 142 号	平成 26 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について
議案第 143 号	平成 26 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について
議案第 144 号	平成 26 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について
議案第 145 号	平成 26 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について
議案第 146 号	平成 26 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について
議案第 147 号	平成 26 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について
議案第 148 号	平成 26 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
議案第 149 号	平成 26 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について
議案第 150 号	平成 26 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算について
議案第 151 号	平成 26 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について
議案第 152 号	平成 26 年度黒潮町水道事業特別会計予算について

●委員会に付託した陳情・要請・請願

陳情第 33 号	「特定秘密保護法の撤廃を求める意見書」決議について
陳情第 34 号	「新たな知見」で伊方原発の徹底検証等を求める陳情書について

議 事 の 経 過

平成 26 年 3 月 7 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

ただ今から、平成 26 年 3 月第 24 回黒潮町議会定例会を開会します。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、欠席者の報告を致します。

明神照男君から欠席の届け出が提出されましたので、報告致します。

次に、報告第 89 号から 91 号までが監査委員から提出されました。

議席に配付してありますので、ご了承願います。

次に、本日までに受理しました陳情書は、議席に配付してあります文書表のとおりです。陳情第 33 号を総務常任委員会に、陳情第 34 号を教育厚生常任委員会に付託します。

次に、議長の行動報告につきましては議席に、また、町長の行動報告につきましては全員協議会でそれぞれ配付してありますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

平成 26 年 3 月第 24 回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本議会におきましても、提案させていただきます議案につきまして慎重なご審議、ならびに適切にご決定をいただきますよう、よろしくお願い致します。

一般会計および特別会計予算案のご審議をいただくに当たり、町政運営の基本方針および主要施策につきまして、例年でありましたら施政方針によりご説明をさせていただいているところでございます。しかしながら、平成 26 年度当初予算につきましては、今年 4 月に実施される町長選挙を考慮し骨格予算とさせていただいているため、施政方針は割愛をさせていただきます。ご理解賜りますよう、よろしくお願い致します。

さて、わが国では、失われた 20 年と呼ばれるデフレ不況からの脱却が長年の課題となっております。平成 24 年 12 月に発足致しました第 2 次安倍政権はデフレ脱却に強い意欲を示し、大胆な金融緩和、機動的な財政出動、民間投資を喚起する成長戦略の、3 本の矢と呼ばれる施策を矢継ぎ早に繰り出しました。アベノミクスとも呼ばれるこれらの政策は、リーマン・ショックや東日本大震災により疲弊した日本経済の回復に一定の効果を発揮しており、この 1 年間で実質 GDP は 2.7 パーセントの成長となっております。

また、1 月現在の全国における有効求人倍率は 1.04 倍、完全失業率は 3.7 パーセントと改善してきており、雇用面におきましても景気回復の兆候が見て取れます。

一方で、4 月からの消費税率引き上げによる内需への影響が今後どのように出てくるのかは未知数であり、

今後の景気動向を注意深く見守っていく必要がございます。

2月に公表されました地方財政計画によれば、通常収支分で一般財源総額は60.4兆円、前年度比0.6兆円増となっております。

その内訳を見ても、地方税および譲与税等で1.4兆円の増、地方交付税と臨時財政対策債で0.8兆円の減となっており、財政力指数が0.2前後を推移し、自主財源の乏しい本町におきましては、地方交付税総額の減少は普通交付税、特別交付税の交付額に影響する可能性も高く、非常に厳しい状況にあると言わざるを得ません。

一方で、この間、国に対して強く要望を行ってまいりました緊急防災・減災事業費が平成28年度まで継続することが決定したことは、防災対策を進めていく上での大きな成果となっております。

平成26年度当初予算の概略を申し上げますと、一般会計においては前年度比6.4パーセント減の86億600万となりました。一般会計に住宅新築資金等貸付事業特別会計、宮川奨学資金特別会計、情報センター特別会計を合計し、会計間の重複分を控除した普通会計の純計額は、前年度比6.4パーセント減の87億3,314万7,000円、すべての特別会計を合計し、重複分を控除した純計額は4.4パーセント減の123億8,423万6,000円となっております。

一般会計の歳出を性質別で見ますと、義務的経費は人件費が職員数の減などにより、前年度比3.4パーセント減の15億329万7,000円。扶助費が障害者自立支援給付費の増などにより、0.8パーセント増の6億768万7,000円。公債費が繰上償還の実施による起債残高の減などにより、0.5パーセント減の11億7,287万7,000円。総額で、前年比1.6パーセント減の32億8,386万2,000円となりました。

投資的経費は、喫緊の課題であります避難道整備や保育所移転などの防災対策関連事業や、4月からの実施が不可避な事業につきましては予算計上を行っておりますが、新規事業や大型事業などは政策的経費として当初予算での計上を見送っているため、予算総額は前年度比29.7パーセント減の16億3,451万2,000円となっております。

その他の経費のうち積立金は、地域の元気交付金による積み立てが終わったことにより施設等整備基金が減額となったものの、緊急防災・減災事業債の借入額に比例して交付される津波避難対策等加速化臨時交付金により防災対策加速化基金が大幅に増となったことにより、前年度比79.2パーセント増の3億6,341万8,000円。貸付金は、農業公社の立ち上げ時に発生した貸付金が平成26年度予算ではなくなったことにより、前年度43.1パーセント減の5,897万円など、総額で前年度比4.5パーセント増の36億8,762万6,000円となりました。

歳入のうち町税は、前年度比1.3パーセント増の7億8,092万7,000円。地方交付税は前年度比0.5パーセント増の39億円を見込んでおり、町債では、赤字地方債であります臨時財政対策債を2億7,300万円、緊急防災・減災事業債を5億5,370万円、旧合併特例事業債を2億3,840万円など、総額13億2,430万円の借り入れを予定しております。

また、平成26年度末の普通会計の地方債残高は135億842万4,000円を、基金残高は49億5,136万5,000円を見込んでおり、平成25年度末の実質公債費比率は10.5パーセントの見込みとなっております。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

まず、南海トラフ巨大地震対策について。

津波避難カルテ調査指導活動の報告についてご説明させていただきます。

東北地方太平洋沖地震発生以降、避難道、避難場所の整備等、全力で進めてまいりました防災対策の一環として、津波避難カルテの作成に取り組みました。カルテの作成につきましては、昨年2月から着手し、今年1

月で完了を致しました。その間、事前打ち合わせも含め 202 回の懇談会を実施してまいりましたが、各地域の皆さまには大変なご協力を賜りました。この場をお借りし、厚く御礼申し上げます。

その結果と致しまして、懇談会への参加率は 63.3 パーセント、カルテの回収率は 99.98 パーセントという、非常に高い数値を達成することができました。

今回の作業によりまして、住民の皆さまがどのような避難行動を考えているのか、津波に対する避難行動要支援者の状況、車両避難の課題などが具体的に見えてまいりました。

今後はこのデータを生かし、より具体的な防災計画の検討を進めてまいります。

次に、黒潮町出口地区高台移転にかんする勉強会の経過報告をさせていただきます。

平成 24 年 10 月 22 日、出口地区で実施致しました南海トラフ巨大地震対策地域懇談会の中で、参加住民の方から高台移転にかんする意見が出されました。それをきっかけとし、平成 25 年 1 月 24 日、出口地区役員、黒潮町および高知県で、高台移転についての情報交換会を実施させていただきました。

また、平成 25 年 8 月 5 日には、出口地区での津波避難カルテ班別懇談会の中で、高台移転の勉強会を実施してほしい旨の意見が町へと報告され、その後、勉強会を昨年 10 月から 12 月にかけて 3 回開催、今年 1 月 3 日の出口地区総会で中間報告させていただきますとともに、1 月から 2 月にかけてはアンケート調査と個別相談会を実施してまいりました。

今後は、3 月 24 日にアンケート調査結果を踏まえ、今後の取組み方針について出口地区、黒潮町、高知県で協議を進める予定でございます。

次に、佐賀地区厚生・文教施設の南海トラフ地震対策にかんする基本方針についてご報告させていただきます。

南海トラフ巨大地震の津波浸水予測が平成 24 年 3 月 31 日に公表され、深刻な浸水想定が示された佐賀保育所、佐賀小学校、佐賀中学校の安全対策を、黒潮町は最重要課題として位置付け、これまで国や県と協議を重ねるとともに、町の基本方針を定めるための住民説明会を開催してまいりました。

その基本方針を決めるに当たりましては、専門家の意見も参考にしながら、安全性、実現性、周辺環境、将来のまちづくり等に留意しながら検討を進めてきたところでございます。

その結果、佐賀保育所を最優先として伊与喜小学校周辺へ移転をする。小中学校は、当面は現地として、もう少し時間をかけて検討をする。小中学校における防災教育を徹底するとともに、荒神山および東公園周辺により安全な避難路、避難場所の確保を図る。を、基本方針とさせていただきました。

平成 26 年度からは、この基本方針に基づき、佐賀保育所建設、防災教育の推進および安全な避難場所の整備をより具体的に実施してまいります。

次に、黒潮町庁舎移転事業の進捗についてご報告させていただきます。

黒潮町庁舎移転事業は、予定しております移転先を幡東都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画決定を行う事務手続きを進め、その都市計画案の縦覧は平成 25 年 12 月 16 日に終了し、12 月 25 日には黒潮町都市計画審議会を開催し、審議会委員 10 名のうち 9 名のご出席を賜り都市計画案が審議され、同日付で答申をいただきました。

平成 26 年 1 月 15 日には、高知県知事に対して、この都市計画についての同意願いを提出し、平成 26 年 1 月 21 日付で同意を得ることができました。

平成 26 年 2 月 3 日には、黒潮町で都市計画法第 19 条第 1 項の規定による都市計画決定の告示をし、現在、黒潮町役場まちづくり課にて縦覧中でございます。

こうした中、平成 26 年 1 月 31 日には用地関係者への説明会を開催致しまして、移転事業の進捗状況と

用地交渉に伺う今後のスケジュール等を説明させていただきました。

これまで、おおむね2年間を費やした庁舎移転に係る一連の事務手続きは最終段階に入っており、3月中には事業認可を得る予定でございます。

この事業認可が得られますと、来年度早々に用地取得に係る税務署協議を経まして用地取得を開始するとともに、併せて基本設計や造成設計などの新たな業務にも着手する計画でございます。

次に、拳ノ川直営診療所の状況について報告させていただきます。

現在、拳ノ川診療所に勤務していただいております小野医師が、都合により3月31日をもちまして退職されることになりました。

後任の常勤医師につきまして、高知県の医師確保課および国保連合会等にも協力要請を行いながら募集に努めてまいりましたが、へき地医療における医師不足は深刻であり、今日現在においても問い合わせ等はまだ入ってきてない状況でございます。

今後の拳ノ川診療所の運営形態につきましては、現段階では変更を余儀なくされるものと考えておりますが、現在、県に医師派遣の協力要請を行い、運営について要望をさせていただいているところでございます。

拳ノ川診療所につきましては、高齢化の著しい地域における住民の方々への安心と、地域医療の提供という住民サービスのみならず、防災拠点としての位置付けをしている施設でもあり、災害対策の観点からも必要不可欠な医療施設と認識をし、全力を尽くしているところでございます。

今般の現状をご理解いただき、ご協力を賜りますようよろしくお願い致します。

次に、黒潮町教育振興基本計画の策定について報告させていただきます。

このたび、国の改正教育基本法に基づき、平成26年度から平成30年度までの5年度間の黒潮町教育振興基本計画を策定致しました。

この計画では、黒潮町の教育理念を自立、創造、貢献とし、この3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築することと致しております。

これらの教育理念に基づき、生きる力の育成、自らの安全を確保し社会の安全に貢献する児童生徒の育成、教職員の資質、指導力の向上、食育教育の推進、未来を保障する教育の確立、豊かな人権文化の創造、社会教育の充実、文化の振興、青少年健全育成活動の推進、国際化社会への対応。以上の9項目を基本目標とし、それらの基本目標ごとの合計79の事業につきまして、その具体的事業内容を記載し、各事業の到達目標を定めました。

以上の計画は、毎年度策定の教育行政方針において、その進ちょく管理の点検と評価を行います。

また、計画の中間年度となる平成28年度には、それまでの取り組みの評価、検証を行うとともに、社会の変化を的確にとらえ、迅速かつ適切に新たな課題に対応するために、必要に応じて計画の見直しを行うことと致しております。

次に、平成26年度以降の黒潮町防災教育について報告させていただきます。

現在黒潮町では、小中学校において年6回以上の避難訓練と10時間以上の防災教育の実施を全校に義務付けているところでございます。

しかし、児童生徒が学校管理下で過ごす時間は1日のうちわずか20パーセント足らずであり、学校内の児童生徒だけを対象とした防災教育には限界があるといわれております。

そのため、平成26年度からは保護者や地域住民の皆さまも含め、地域全体に防災教育を波及させ、黒潮町の防災文化を醸成するために、家庭、地域と連携した小中学校における防災教育を重点的に推進していく計画でございます。

具体的には、昨年黒潮町において6回のご講演を賜りました、群馬大学の広域首都圏防災研究センター、片田教授を中心とした研究室にご指導いただき、黒潮町全校共通の黒潮町津波防災教育カリキュラムの作成を目指します。各校では、作成したカリキュラムに基づき研究授業を行い、カリキュラムの実効性や授業案の検証を行ってまいります。

次に、楽しまん！はた博関連黒潮町イベントについてご報告させていただきます。

楽しまん！はた博は、高知県、幡多地域の市町村、商工会議所、観光関係団体、企業等で組織する幡多地域観光キャンペーン実行委員会により、平成25年7月1日から12月31日までの期間で、幡多地域の魅力を全国に情報発信し、地域のイメージアップと観光客の誘致促進、ならびに経済の活性化に寄与することを目的として実施をいたしました。

黒潮町では、1つ目のオフィシャルイベントとして、7月7日に入野の浜と宮川公園を会場に、星降る砂浜美術館★砂と光のアート展と題し、砂像づくり体験、光の切り絵によるイベントを実施し、4,515人の来場者でにぎわいました。

2つ目の黒潮町オフィシャルイベントは、10月19日、カツオふれあいセンター黒潮一番館で、第10回土佐さがもどりカツオ祭を実施し、カツオのまち黒潮町の広域PRに加え、飲食スペースの確保で鮮度抜群なカツオを例年以上に提供できたことは、本イベントへの好感度もあって当日の来場者延べ人数は約8,000人となりました。

12月28日には、一連のはた博のイベントの締めとして、楽しまん！はた博大感謝祭が、入野の浜の宮川公園を主会場として開催をされました。当日の来場者数は延べ約1万5,000人となり、寒い日であったにもかかわらず、多くの皆さまにご来場をいただきました。

全体を振り返りますと、黒潮町における平成25年中の入込実績は62万8,469人で、前年度比2万4,553人、率にして4パーセントの増、幡多地域全体での期間中の入込実績は146万5,371人で、前年比20万3,567人、率にして16パーセントの増となりました。

なお、はた博全体による経済効果は、直接効果26億4,635万3,000円、間接効果13億4,403万8,000円となっております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

これで町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、15番、下村勝幸君、1番、小松孝年君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、3月7日から3月19日までの13日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は13日間に決定しました。

日程第3、議案第94号、黒潮町都市公園条例の一部を改正する条例についてから、議案第152号、平成26年度黒潮町水道事業特別会計予算についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、平成26年3月定例議会へ提案させていただきます議案について説明させていただきます。

今議会に提案します議案は、議案第94号、黒潮町都市公園条例の一部を改正する条例についてから、議案第152号、平成26年度黒潮町水道事業特別会計予算についてまでの59議案で、大変多くの議案となっております。

内訳は、条例の制定が2件、条例の全部改正が1件、条例の一部改正が34件、条例の廃止が1件、平成25年度補正予算が8件、平成26年度当初予算が13件となっております。

今議会への提案の条例の一部改正は、昨年の12月議会に引き続き、消費税法および地方税法が改正されたことによるものが16件となっております。

まず、議案第94号、黒潮町都市公園条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は、都市公園内での占用に関する占用料の改正と、消費税法および地方税法が平成25年3月と4月にそれぞれ改正され、平成26年4月1日に税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられることに伴い、関連する条項を改正するものでございます。

次に、議案第95号、黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は、上位法であります消費税法および地方税法が平成25年3月と4月にそれぞれ改正され、平成26年4月1日に税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられることに伴い、関連する条項を改正するものでございます。

今回の改正でも、使用料等につきましては原則12月と同様に据え置きとさせていただいておりますが、消費税および地方消費税率が3パーセント上がりますので、その分だけはアップすることになります。

この消費税法等の改正に伴う条例改正は、12月議会でも一部行いましたが、関係する条例全部の改正ができませんでしたので、今議会で提案をさせていただくものでございます。

このことにより、住民の皆さまにとりましては負担が増加することになり、大変心苦しいところではありますが、国の政策上やむを得ない改正となっておりますことをご理解いただきますようお願い致します。

以下、

議案第96号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第97号、黒潮町立大型共同作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第98号、黒潮町特産品販売店舗設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第99号 黒潮町体験交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第100号、黒潮町畜産団地施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第101号、黒潮町漁港管理条例の一部を改正する条例について。

議案第102号、黒潮町水産加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第103号、黒潮町夜間照明施設設置条例の一部を改正する条例について。

議案第104号、学校開放に係る体育施設の照明施設等使用料条例の一部を改正する条例について。

議案第105号、黒潮町佐賀老人憩の家を設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第106号、黒潮町立町民館使用条例の一部を改正する条例について。

議案第 107 号、黒潮町立墓地設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第 108 号、黒潮町総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第 109 号、黒潮町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例について。

議案第 110 号、黒潮町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

までは、同じく消費税法および地方税法の改正に伴うものとなっており、同じ内容でございますので、提案説明は省略をさせていただきます。

次に、議案第 111 号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は、上位法であります障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律が改正されたことに伴い、関連する条項を改正するものでございます。

次に、議案第 112 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は、人事院勧告に伴う給与制度改革により、関連する条項を改正するものでございます。

次に、議案第 113 号、黒潮町行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例について、および、議案第 114 号、黒潮町公共用財産管理条例の一部を改正する条例についての 2 議案は関連をしておりますので、一括でご説明させていただきます。

この 2 つの議案は、上位法の道路法施行令の道路占用料が一部改正されたことにより、関連する条項を改正するものでございます。

次に、議案第 115 号、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は、附則第 2 項に掲げていた施設に係る指定管理手続きが一部改正されたことに伴い、関連する条項を改正するものでございます。

次に、議案第 116 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は、ねんりんピックにかんする事務が本年度で終了すること、公債権の滞納繰越分を税務課の分掌事務に、また、後期高齢者医療にかんすることを住民課の分掌事務とするため、それぞれ分掌事務を改正するものでございます。また、外国人登録制度の改正により文言の改正を行うものでございます。

次に、議案第 117 号、黒潮町南海トラフ地震対策推進基金条例の制定についてでございます。

この条例制定は、南海トラフ地震対策を推進するため、平成 25 年度において特例的に削減された黒潮町職員の給与相当額を基金として積み立てる条例でございます。

次に、議案第 118 号、黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資するため、消防団員の処遇改善を目的として、団員報酬、費用弁償の引き上げを行うため、関連する条項を改正するものでございます。

次に、議案第 119 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について、および議案第 120 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての 2 議案は関連しておりますので、一括してご説明させていただきます。

この改正は、上位法であります地方税法が平成 25 年 3 月に改正され、この改正のうち一部のものにつきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令および地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 25 年 6 月に

交付されたことに伴い、関連する条項を改正するものでございます。

次に、議案第 121 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

国民健康保険事業特別会計の運営が医療費の増加等により歳入不足となり、平成 23 年度からは翌年度予算の繰上充用による厳しい運営が続いているところでございます。このため、国民健康保険事業の運営の健全化を図るため 3,000 万円程度の増収を見込み、一人当たり約 12 パーセントの税率アップの改正をお願いするものでございます。

この税率改正により、一世帯当たりの平均は 13 万 7,862 円となり、一世帯当たりの平均では 1 万 4,359 円の増となる見込みでございます。また、一人当たりの平均は 8 万 1,363 円となり、一人当たりの平均では 8,821 円の増となる見込みでございます。

国民健康保険事業は、平成 20 年度以降単年度収支の赤字が続いており、その財源不足を財政調整基金の取り崩しで補てんしてまいりましたが、平成 23 年度で基金も底をつき、平成 23 年度と 24 年度に税率改正を行ってきたところでございます。しかしながら財源不足の解消には至らず、平成 23 年度からは繰上充用による財源調整を行っており、平成 25 年度末の繰上充用額のトータルは約 1 億 3,800 万円になる見込みでございます。

このまま現行の税率でいくとしますと、年々歳入不足が拡大し、国民健康保健事業の運営が困難な状況に立ち入ってまいります。このような状況を打開するには、どうしても国保税率の引き上げをお願いせざるを得ない状況となっております。

国民健康保健事業の健全化を図るため緊急的に考えていかなければならないのは、まず単年度収支を黒字化することでございますが、単年度で黒字化への転換を図ろうとすると大幅な国保税の引き上げを伴い、被保険者の皆さまが負担に耐え難い状況が予想されます。

このため町と致しましても、税率改正に伴う増収見込み額と同等の 3,000 万円を一般会計からの法定外繰入として予算化をしたところでございます。また、健康増進事業にも力を入れ、医療費の抑制に努めていかなければならないと考えているところでございます。併せて、国保税の歳入確保に向けて、国保税の徴収により一層力を入れて取り組んでまいる所存でございます。

今後は、国の財政支援、医療費の動向等を見極めながら、中期的視野に立ち累積赤字の解消に努め、国民健康保険事業の健全化を目指していきたいと考えております。

被保険者の皆さまも大変厳しい状況であることは承知しておりますが、このような状況をお酌み取りいただき、国保税の引き上げにご理解を賜りますよう、よろしくお願い致します。

次に、議案第 122 号、黒潮町債権管理条例の制定についてでございます。

この条例は、黒潮町が有する債権に関し、債権の性質に応じて区分を行い、債権の管理等に必要な事項について定めることにより、債権管理の一層の適正化を図るため、条例を制定するものでございます。

次に、議案 123 号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は、新しく農業基盤整備促進事業を導入し、農業用水路や農道などの農業基盤整備を促進することにより農業の振興を図るため、条項の改正を行うものでございます。

なお、受益者分担率は類似の事業分担率と同様とし、事業費の 10 パーセントと致しております。

次に、議案第 124 号、黒潮町水産関係等共同作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この議案は議案第 115 号と関連するもので、指定管理者の指定手続について、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例との整合性を図るため、関連する条項を改正するものでございます。

次に、議案第 125 号、黒潮町環境ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例の全部改正についてござ

います。

この改正は、昨年12月議会で制定致しました、黒潮町さが交流拠点施設の設置及び管理に関する条例と整合性を図るため、条例の全部を改正するものでございます。

次に、議案第126号、黒潮町道路、附属物占用及び徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は、上位法であります道路法施行令の道路占用料の額について、平成25年11月20日に改正され、平成26年4月1日から施行されることに伴い、関連する条項を改正するものでございます。

次に、議案第127号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は、黒潮町債権管理に関する基本方針にて、町の債権を公債権と私債権に分類し、住宅使用料につきましては私債権扱いとしたことに伴い、関連する条項を改正するものでございます。

次に、議案第128号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正も、黒潮町債権管理に関する基本方針にて、町の債権を公債権と私債権に分類し、水道料金については私債権扱いしたことに伴い、関連する条項を改正するものでございます。

次に、議案第129号、黒潮町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は、幡多地域市町村において締結する、災害時等におけるし尿の処理に関する協力協定による使用料について、関連する条項を改正するものでございます。

次に、議案第130号、黒潮町国民健康保険直営診療所診療車使用条例を廃止する条例についてでございます。

この改正は、近隣の医療機関等に問い合わせをしたところ、往診時の車の使用料は徴収はしていないということでございますので、住民サービスとしてとらえ、件数も少ないことから、この条例の廃止を提案するものでございます。

次に、議案第131号、黒潮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は、上位法であります災害弔慰金の支給に関する法律が改正されたことに伴い、関連する条項を改正するものでございます。

改正の内容と致しましては、災害により死亡したときに、その遺族に対し災害弔慰金をこの条例に基づき支給するものでございますが、支給対象となる遺族を、配偶者、子、父母、孫、祖父母がいない場合は、同居または生計を同じくしていた場合に限り、兄弟姉妹まで支給対象を拡充するものでございます。

次に、議案第132号、平成25年度黒潮町一般会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億7,796万4,000円を減額し、93億563万3,000円とするものでございます。この補正は、平成25年度の国の補正予算の活用もありますが、決算見込みや入札減などによる減額が主なものとなっております。

追加の主なものは、決算見込みにより繰上償環の原資とするため、減債基金への積立として1億1,638万8,000円、国の補正を活用し、農道、水路などを整備するための工事費として1,910万円、防災対策へのマンパワーの支援業務に1,900万円、住宅の耐震診断、耐震設計、耐震改修およびブロック塀対策費として2,191万9,000円、公共施設の耐震診断委託業務費として907万1,000円などとなっております。

一方、減額の主なものは、庁舎移転事業の事務の遅れにより執行できなかった、庁舎の基本設計委託業務費1,230万円、レンタルハウス整備事業で入札減と合わせ1件中古ハウスに変更したことにより、レンタルハウス整備事業補助金3,140万円、入野漁港のしゅんせつ時期の調整が必要となったため、入野漁港浚渫工事費1,650万円、入野駅前多目的広場の見直しにより都市環境整備事業費1億8,124万5,000円などで、それぞれ

減額をさせていただきました。

また、そのほかにも入札減に伴うものや、実績見込みおよび経費節減などによる減額補正となっております。

これに対する歳入は、大きなものとして町税が決算見込みにより 1,323 万円の増額となっておりますが、そのほかは補助事業関連の決算見込みにより、ほぼ減額補正となっております。

また、今年度も翌年度に繰り越して使用する繰越明許費を、防災事業を中心に 18 事業、13 億 9,079 万 9,000 円の補正をさせていただきました。

次に、議案第 133 号、平成 25 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 820 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,502 万 5,000 円とするものでございます。

この減額の要因は、奨学資金の借り入れ申込者が当初見込みより少なかったことにより、減額をするものでございます。

次に、議案第 134 号、平成 25 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,412 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 15 億 6,890 万 6,000 円とするものでございます。

主な減額要因は、職員共済負担金のかけ率等の変更によるものでございます。

次に、議案第 135 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 636 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20 億 9,536 万 9,000 円とするものでございます。

主な減額は、後期高齢者支援金および共同事業拠出金等の額が確定したことなどによるものでございます。

次に、議案 136 号、平成 25 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,803 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 16 億 9,981 万 6,000 円とするものでございます。

この主な減額は、これまでの介護サービス等の給付費などの実績額から見込み額の調整を行い減額するものでございます。

次に、議案第 137 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既決の予算から歳入歳出それぞれ 716 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 6,739 万 6,000 円とするものでございます。

この主な減額は、不確定要素の高い薬品代をこれまでの使用実績に基づいて減額調整したことによるものでございます。

次に、議案第 138 号、平成 25 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算につきましても、既決の予算から歳入歳出それぞれ 410 万 3,000 円を減額し、歳入歳出総額を 1 億 7,919 万 8,000 円とするものでございます。

この減額は、広域連合納付金の減額が主なものとなっております。

次に、議案第 139 号、平成 25 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、本年度計画しておりました上川口配水池耐震補強工事、および国道 56 号大方改良に伴う配水管布設工事の中止に伴う減額と、国の補正予算に対応して、現在、事業を行っております、鈴熊野浦地区簡易水道再編推進事業の進ちょくを図るため補正をするものでございます。

次に、議案第 140 号、平成 26 年度黒潮町一般会計予算についてでございます。

平成 26 年度の予算編成方針では、予算編成基本方針および平成 25 年度に見直した黒潮町総合振興計画を基

に、就任以来重点項目とさせていただいております、防災対策の充実、高齢者福祉施策の充実、産業振興による雇用の創出、生きる力をはぐくむ教育の充実、社会資本整備の促進、地域支援施策の充実などの6項目を中心に据え、住民ニーズにきめ細かく対応できることとし、これまで以上に事業の実効性の検証を行い、具体的な成果を追求しながら応答責任が果たせるよう、新たな発想と工夫により取り組むとしたところでございます。

しかしながら平成26年度の予算編成に当たっては、4月に行われる町長選挙を考慮して、義務的経費を中心に住民生活に直接かかわる福祉や教育、ならびに町道整備、公共施設の耐震化工事などの継続的事業や、国、県などの補助事業の関係で、どうしても当初予算に計上しなければならないものなどを計上した骨格予算と致しました。

このことにより、平成26年度の当初予算総額は、歳入歳出それぞれ86億600万円と定め、前年度比では金額にして5億8,600万円、率にして6.4パーセントの減額となっております。

主な減額の要因は、先ほど述べましたように骨格予算にしたことによるものが大きく影響しているものがございますが、中には県の補助事業の廃止や事業の縮小および学校教育施設の耐震改修工事の縮小などがあり、労働費、農林水産業費、土木費、消防費、教育費などが前年度比で減額となっております。

一方、増額となっておりますものは、総務費、民生費、衛生費などとなっております。これらの内容は、総務費が避難道整備など防災対策を推進したことにより交付される県の臨時加速化交付金が交付されることに伴い大幅に増加、また、庁舎移転建設事業も開発手続等が完了することにより、本格的に取り組んでいくことになりました。民生費では、喫緊の課題であります佐賀保育所の安全性確保に向けた調査基本設計の実施、また、4月から消費税率が8パーセントに引き上げられることに伴う低所得者への影響にかんがみ、国が暫定的、臨時的な取り扱いとして、臨時福祉給付金および子育て臨時特例給付金の支給開始が実施されることや、一般会計から国保会計へ法定外繰出の予算化、さらには、中央保育所への再生可能エネルギー事業の導入などで大幅に増加、また衛生費では、保健福祉センターへの再生可能エネルギー事業の導入により増加をしております。

こういった取り組みに加えて、黒潮町の喫緊の課題であります防災対策の推進には、現在、出口地区で勉強会を進めております、住宅の高台移転に関する調査、津波シミュレーションに加えて、小中学校の防災教育のさらなる充実強化、公共施設の耐震事業の促進、住宅の耐震関係事業などを積極的に推進することと致しております。

またソフト事業では、引き続き、有害鳥獣対策への拡充強化、観光事業への支援、新規就農者への補助、レンタルハウス整備事業への補助、新産業創造事業の本格的な実施など、産業振興での雇用対策などにも積極的に取り組むとともに、少子高齢者対策として、引き続き中学生までの医療費無料化、子ども子育て支援事業計画の策定、小中学校の学力向上を図るため、引き続き学習支援員を配置することと致しました。さらに、あつたかふれあいセンター事業など、高齢者福祉や障がい者支援なども継続、拡充を目指すことと致しております。

主な事業は、新規事業で、再生可能エネルギー推進事業に5,521万5,000円、北郷集落活動センター耐震改修事業2,000万円、拳ノ川集落活動センター整備事業費1,421万3,000円、田ノ口小学校屋体施設耐震改修事業に4,500万円など、また継続事業では、庁舎移転建設事業に2億4,226万4,000円、国土調査事業に8,163万7,000円、合併浄化槽設置整備事業に1,364万4,000円、避難道整備、防災倉庫整備などの地震津波防災対策事業に8億5,720万3,000円円などとなっております。

続いて、収支の構成状況についてご説明させていただきます。

まず、歳入でございます。歳入は、町税などの自主財源が15億1,932万6,000円、2.9パーセントの増で、構成比は17.7パーセントとなっております。自主財源で最も大きな町税は7億8,092万7,000円で、金額にして970万4,000円、率にして1.2パーセントの増となっております。一方、地方交付税などの依存財源は70

億8,667万4,000円となり、構成比は82.3パーセントとなっております。

内訳は、本町の歳入の大部分を占める地方交付税が39億円となり、前年度比では0.5パーセントの増となっております。これは、人件費の交付税算入が復元したことと、起債に対する交付税算入が、近年の起債借入増大が影響し増加していることによるもので、内容的には厳しいものとなっております。また国庫支出金は、普通建設事業を骨格予算にしたことなどにより5億1,811万4,000円となり、3億1,532万1,000円の大幅な減となっております。このことにより町債も減少し13億2,430万円となり、金額にして4億1,620万円、率にして31.4パーセントと、大幅な減少となっております。町債は骨格予算の関係で13億2,430万円となり、4億1,620万円の大幅な減額となっております。そのうち、後年度に100パーセント交付税算入される臨時財政対策債は2億7,300万円となっております。しかし、平成26年度予算もこれらの財源ですべてを充当できませんでしたので、この財源不足を補うため、財政調整基金から2億2,452万6,000円を繰り入れることと致しております。

一方、歳出は、人件費が15億329万7,000円、前年度比3.4パーセントの減。これは職員の削減によるものでございます。また、町債の償還金であります公債費が11億7,287万8,000円、前年比0.5パーセント減となっておりますが、扶助費が6億768万7,000円、前年度比0.8パーセント増となっております。これら義務的経費が32億8,386万2,000円、構成比が38.2パーセントとなっております。

普通建設事業など投資的経費は16億3,451万2,000円で、構成比が19パーセントとなっており、前年度比では、金額にして6億9,212万6,000円、率では42.3パーセントと大幅に減少しておりますが、これは骨格予算にしたことによるものでございます。

これらのことから、平成26年度末の財政調整基金残高は7億4,000万円となる見込みとなり、平成25年度決算見込みに基づく実質公債費比率は10.5パーセントと見込まれ、前年度比では0.9パーセント下がる見込みでございます。また、平成26年度末の一般会計に属する地方債残高は123億3,488万1,000円となる見込みです。

ちなみに、特別会計を含む普通会計は、重複分を差し引いた純計予算で87億3,314万7,000円となり、前年度と比較して5億9,315万2,000円、6.4パーセントの減となりました。

これに国民健康保険事業会計ほか8つの特別会計予算を加え、重複分を差し引いた純合計予算は123億8,423万6,000円で、前年度と比較しますと5億7,173万1,000円、4.4パーセントの減となりました。

次に、議案第141号、平成26年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ698万6,000円とするものでございます。前年度比では、金額にして103万円、率にして12.8パーセントの減となっております。この減額要因は、公債費および現年度貸付金の償還が進んできたことによる減額となっております。

次に、議案第142号、平成26年度宮川奨学資金特別会計予算についてでございます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ3,010万5,000円とするものでございます。前年度比では、312万円、率にして9.4パーセントの減額となっております。

この要因は、奨学資金の借入申込者の減によるものとなっております。

次に、議案第143号、平成26年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についてでございます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ15億6,179万8,000円とするものでございます。前年度比では、金額にして8,004万2,000円、率にして4.9パーセントの減となっております。

この主な要因は、職員の削減に伴うものでございます。

次に、議案第144号、平成26年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ19億8,879万9,000円とするものでございます。前年度比では、金額にして2,000万6,000円、率にして1.0パーセントの増となっており、この主な要因は、療養給付費や後期高齢者支援金の増によるものとなっております。

平成25年度も決算見込みで繰上充用が見込まれるなど、国保会計は依然として大変厳しい財政運営状況となっております。このため、議案第121号で説明しましたように、平成26年度は国民健康保険税の大幅なアップをお願いするものでございます。

次に、議案第145号、平成26年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についてでございます。

この予算は、歳入歳出の予算総額を17億3,021万1,000円とするものでございます。前年度比では、金額にして814万8,000円、率にして0.5パーセントの減となり、ほぼ昨年度並みの予算としております。

次に、議案第146号、平成26年度黒潮町介護サービス特別会計予算についてでございます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2,018万7,000円にするものでございます。前年度比では、金額にして113万円、率にして5.9パーセントの増となっております。

この要因は、職員の人件費の増加および臨時職員雇用に伴う人件費の増加によるものでございます。

次に、議案第147号、平成26年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についてでございます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ7,329万円とするものでございます。前年度比では、金額にして105万3,000円、率にして1.4パーセント減となっております。

当初予算ではほぼ前年並みで計上させていただいておりますが、小野医師が都合で3月末をもって退職されることになっておりまして、現在、後任の医師確保ができていない状況でございます。鋭意後任の医師確保に努めているところですが、大変難しい状況でございます。従いまして、今後の状況によりましては、予算内容が変更となり補正対応が必要になってくるかもしれません。

次に、議案第148号、平成26年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についてでございます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ1億9,144万8,000円とするものでございます。前年度比では、金額にして808万8,000円、率にして4.2パーセントの増となっております。

この予算は、平成25年度の実績見込みおよび後期高齢者医療広域連合からの資料に基づいて計上させていただいております。

次に、議案第149号、平成26年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ3,731万5,000円とするものでございます。前年度比では、金額にして7万8,000円、率にして0.2パーセントの減となり、ほぼ昨年と同様の予算となっております。

次に、議案第150号、平成26年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ543万2,000円とするものでございます。前年度比では、金額にして7,000円、率にして0.1パーセントの減となり、ほぼ昨年と同様の予算となっております。

次に、議案第151号、平成26年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてでございます。

この予算は、歳入歳出の予算総額を1億6,636万8,000円とするものでございます。前年度比では、金額にして510万9,000円、率にして3.2パーセントの増となっております。

この要因の主なものと致しましては、データ放送が本格的に始まったことと、消費税率のアップによるものでございます。

次に、議案第152号、平成26年度黒潮町水道事業特別会計予算についてでございます。

水道事業特別会計予算につきましては、地方公営企業会計制度の大幅な改正により、平成26年度の予算および決算から新会計基準へと移行し、第3条予算では、歳入歳出の総額をそれぞれ2億5,833万4,000円とする

ものでございます。

主な工事は、国道 56 号大方改良に伴う配水管布設工事と、上川口配水池耐震補強工事などとなっております。説明は以上でございますが、この後、副町長、関係課長等に補足説明をさせていただきますので、慎重なご審議の上、適切なご決定をよろしくお願い致します。ただし、議案第 95 号から議案第 110 号までは、消費税法および地方税法の関係で同じ改正内容となっておりますので、補足説明を省略させていただきます。ご了承いただきますよう、よろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは、議案第 94 号の黒潮町都市公園条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書につきましては 3、4 ページを、また、参考資料については 1 ページから 3 ページをご覧くださいと思います。

それでは、参考資料の 1 ページをお開きください。

左側、原稿欄の項目 2、都市公園を占用する場合の欄の右側にあります、計算単位当たりの占用料についてです。

今回の改正は、現在、都市公園内で電気通信事業の用に供する鉄塔や電柱等が占用する場合、枠内にありますように、電気通信事業法施行令第 5 条に規定する額を基準に占用料としています。

しかし、その中に道路地目の占用料金がなく、カッコ内の下線を引いてあるただし書きで、道路法施行令による道路占用料、530 円に当たる部分ですが。を基準に、最低額占用料として表示していました。

そこで、今回の道路法施行令の改正により同様に改正を検討していましたが、都市公園内の土地については園路、道路も含め公園用地であり、電気通信事業法施行令第 5 条に規定する占用料で対応していくこととして、今回、新旧対照表の改正後の欄にありますように、カッコ内のただし書きについて削除して改正するものです。

参考資料の 3 ページをお願いします。

また、別紙第 2 の 3 の 3、条例第 9 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合の使用料については、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う料金の改正によるもので、左側の原稿欄にあります 5 パーセントの消費税を含んだ額から、右側の改正後の税抜き額にして、備考も改正するものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

続きまして、議案が飛びまして第 111 号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

改正内容は、上位法の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める条例の一部が、平成 26 年 4 月 1 日に施行されることによる条例改正でございます。

議案書は 38 ページにございますように、第 10 条の 2 第 2 号中、第 12 項を第 11 項に改めるとございます。

参考資料は、新旧対照表では 22 ページに同様の内容を記載してございます。

改正の趣旨は、上位法の第 11 項の 1 つ前の第 10 項が削減されたことに伴いまして、該当する項目番号が 12 項から第 11 項に 1 つ繰り上がる、そのことによるものとご理解ください。

続きまして、議案第 112 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について補足

説明をさせていただきます。

この条例の一部改正は、人事院勧告に伴う給与制度の改正による条例改正でございまして、改正内容は、議案書では40ページ、新旧対照表では23ページから24ページに、それぞれ記載してございます。

改正の趣旨は、55歳を超える職員の昇給を抑制する制度改正、および給与構造改革における経過措置額の支給抑制を行うものでございまして、いずれも平成26年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第113号、黒潮町行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例について、および議案第114号、黒潮町公共用財産管理条例の一部を改正する条例については、同様の上位法ですのでまとめてご説明を致します。

これらの議案は、上位法の道路法施行令の道路占用料が一部改正されたことによる条例改正でございまして、議案書では42ページと44ページに、それぞれ同額の占用料金の改正をしております。新旧対照表では25ページから28ページにかけて占用料金の改正を掲載していますので、ご確認をお願い致します。

続きまして、議案第115号、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書では46ページ、新旧対照表では29ページに改正内容を記載してございますように、附則第2項に掲げていた施設に係る指定管理手続きが一部改正されたことに伴い、附則第2項の適用除外を削る条例改正でございます。

続きまして、議案第116号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は行政組織の分掌事務の改正でございまして、議案書では48ページでございます。

ご承知のとおり、ねんりんピックにかんする事務が本年度で終了致しますことと、外国人の残留管理制度に関すること、そして税外債権の徴収に関すること、および後期高齢者医療に関することなど、それぞれの分掌事務を改正するものでございます。

新旧対照表では30ページから33ページにかけて、改正される各課の内容を記載してございますので、ご確認をお願い致します。

続きまして、議案第117号、黒潮町南海トラフ地震対策推進基金条例の制定についてでございます。

議案書では50ページでございます。

この条例は、その第1条にもございますように、南海トラフ地震対策を推進し、町の防災対策を充実させるために設置するものでございまして、町長からもご説明を致しましたように、平成25年度において特例的に削減措置された黒潮町職員の給与相当額を基金として積み立てる条例でございまして、基金総額は1,942万2,000円でございます。

その内訳は、特別職が119万2,000円、一般職が1,823万円でございます。なお、基金の用途は、主に木造住宅の耐震化や保育所移転に係る経費への充当を考えてございます。

以上、ご審議をよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは議案第118号、黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきたいと思っております。

議案書の方は51ページ、それから参考資料、新旧対照表につきましては34ページから35ページになります。

この条例改正は、平成7年の阪神淡路大震災や一昨年の東日本大震災という大震災をはじめ、近年地震や局

地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体および財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大していることを受け、さらには南海トラフ巨大地震の発生が予測されている中で、地域防災体制の確立が喫緊の課題となっております。

また、地域における防災活動の担い手であります消防団員を十分に確保することが難しくなっている現状がございまして、このような状況をかんがみて、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資するため、消防団員の処遇改善も目的として団員報酬、これは副分団長以下でございましてけれど 2 万 5,000 円から 3 万 5,000 円へ、そして非常出勤の費用弁償として 2,000 円から 3,000 円の、それぞれの引き上げを行うものでございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（金子富太君）

私から、議案第 119 号から議案第 122 号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 119 号の黒潮町税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案書は 53 ページからになります。

改正理由は、地方税法の一部を改正する法律が平成 25 年 3 月 30 日に交付されました。この改正による一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令、および地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成 25 年 6 月 12 日に交付されたことによる改正です。

それでは個々の条文について、新旧対照表で説明を致します。参考資料の 36 ページをお開きください。

第 47 条の 2 は、個別徴収対象者の除外規定の見直しによるものです。

第 47 条の 5 は、年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法の見直しによるものです。

38 ページをお開きください。

附則第 6 条および第 6 条の 2 の改正は、条例改正に伴う適用条項の変更でございます。

附則第 7 条の 4 の改正は、規則の新設に合わせて任用条項を追加するものです。

40 ページをお開きください。

附則第 16 条の 3 は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備を行うものです。

42 ページをお開きください。

附則第 19 条は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う所要の規定の整備を行うものです。

43 ページから 59 ページにかけての附則第 19 条の 2 から附則第 20 条まで、附則第 20 条の 3 および附則第 20 条の 5 は、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえて削除するものです。

43 ページの右欄、改正後案の附則第 19 条の 2 は、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い、規定を新設するものです。

53 ページをお開きください。

附則第 20 条の 2 は第 20 条に規定を繰り上げ、適用条項を変更するものでございます。

57 ページをお開きください。

附則第 20 条の 4 は第 20 条の 2 に規定を繰り上げ、条約適用配当等に係る分離課税について特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備を行うものです。

議案書の 55 ページおよび 56 ページの附則では、施行期日および経過措置を定めています。

以上で議案第 119 号の補足説明を終わります。

次に、議案第 120 号の黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案第 120 号と議案第 121 号は、同じ黒潮町国民健康保険税条例の一部改正ですが、改正理由が地方税法の改正によるものと黒潮町独自の税率の改正によるものと別々になりますので、今回は 2 つに分けて提案をさせていただきます。

議案書は 57 ページからになります。

改正理由は、先ほどの議案第 119 号と同じで、地方税法の一部を改正する法律による地方税法施行令の一部を改正する政令、および地方税施行規則の一部を改正する省令の交付によるものです。

それでは個々の条文について、新旧対照表で説明を致します。参考資料の 61 ページをお開きください。

附則第 7 項は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備を行うものです。

附則第 10 項は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う所要の規定の整備を行うものです。

62 ページをお開きください。

附則第 11 項から第 13 項および第 15 項は、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえて削除するものです。

62 ページの右欄、改正後案の附則第 11 項は、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い、規定を新設するものです。

64 ページをお開きください。

附則第 15 項は、条約適用配当に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備を行うものです。

議案書 59 ページの附則では、施行期日および適用区分を定めています。

以上で議案第 120 号の補足説明を終わります。

次に、議案第 121 号の黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案書は 60 ページからになります。

国民健康保険税率の改正理由は町長から説明をさせていただきましたので、私からは 3,000 万円程度の増収を見込んだ税率改正について、新旧対照表でこの条文の説明をさせていただきます。

参考資料の 66 ページをお開きください。

第 3 条から第 5 条の 2 の改正は、基礎課税に係る改正です。

第 3 条の国民健康保険の被保険者に係る所得割額の現行 100 分の 5.9 を 100 分の 6.5 に、第 5 条の被保険者均等割額の被保険者一人について現行 1 万 7,000 円を 1 万 9,800 円に、第 5 条の 2 の世帯別平等割額を特定世帯以外および特定継続世帯以外の世帯の現行 1 万 9,000 円を 2 万 1,000 円に、特定世帯の現行 9,500 円を 1 万 500 円に、特定継続世帯の現行 1 万 4,250 円を 1 万 5,750 円に改めるものです。

第 6 条から第 7 条の 3 の改正は、後期高齢者支援金等課税に係る課税です。

第 6 条の後期高齢者支援金等課税額の所得割額の現行 100 分の 2.5 を 100 分の 2.6 に、第 7 条の 2 の被保険者均等割額の被保険者一人について 6,500 円を 7,300 円に、第 7 条の 3 の世帯別平等割額の特定世帯および特定継続世帯以外の世帯の現行 9,000 円を 7,600 円に改めるものです。

68 ページをお開きください。

第2号の特定世帯の現行4,500円を3,800円に、特定継続世帯の現行6,750円を5,700円に改めるものです。

第8条から第9条の3の改正は、介護納付金課税に係る改正です。

第8条の介護納付金課税被保険者に係る所得割の現行100分の1.9を100分の2.5に、第9条の2の被保険者均等割額は、被保険者一人につき現行5,800円を8,200円に、第9条の3の世帯別平等割額は、現行一世帯につき6,600円を6,500円に改めるものです。

第23条は国民健康保険税の減額する額の改正です。

第23条に該当する世帯は、説明しました第3条から第9条の3までの税率から第23条の該当する号の金額を差し引いた額が該当世帯の改正税率となります。

68ページの第23条第1号では7割軽減世帯について、70ページの第2号では5割軽減世帯について、71ページの第3号では2割軽減世帯について定めております。

それぞれの号のア、イでは基礎課税の減額のことを定めており、アでは被保険者均等割額の減額する額を、イでは世帯別平等割額の減額する額を、世帯の区分ごとに定めています。ウ、エでは、後期高齢者支援金等課税の減額のことを定めており、ウでは被保険者均等割額の減額する額を、エでは世帯別平等割の減額する額を、世帯の区分ごとに定めております。オ、カでは介護納付金課税の減額のことを定めており、オでは被保険者均等割額の減額する額を、カでは世帯別平等割額の減額する額を定めております。

附則第3項は、適用条項を修正するものです。

議案書62ページの附則では、施行期日および適用区分を定めております。

以上で議案第121号の補足説明を終わります。

次に、議案第122号の黒潮町債権管理条例の制定について補足説明をさせていただきます。

議案書は63ページからになります。

黒潮町債権管理条例の制定理由は、複雑化している債権について債権の性質に応じて区分を行い、債権の適正な管理を行うために制定するものです。

それでは個々の条文について説明させていただきます。64ページをお開きください。

第1条では、目的を定めています。

第2条では、定義として町の債権を公債権と私債権に区分し、さらに地方税の例により、滞納処分ができる強制徴収公債権と滞納処分ができない非強制徴収公債権に区分をしています。

第4条では町長の責務について、第5条では債権を管理するための台帳の整備について定めております。

第6条第1項では、滞納を重複している滞納者に関する情報については共有して徴収に取り組んだ方法がよいので、情報の共有について定めております。

第2項では、町が支払う債務について把握を行い、滞納者との納付交渉に当たれるようにするための情報収集について定めております。

第7条では、督促について定めております。規則で履行期限後20日以内に、14日以内の期限を指定して督促することとしています。

第8条では、強制徴収公債権の滞納処分等について定めております。

第9条では、非強制徴収債権の督促後の措置等を定めております。

第10条では、訴えの手続きの専決処分について定めています。これは非強制徴収債権の強制執行の手段として、裁判所への支払い督促の申し立てをすることがあります。その際に滞納者が異議を申し立てると、通常訴訟に移行します。その場合は訴えの提起があったと見なされますので、支払い督促の申し立てをする前に議会の議決が必要となります。また、強制執行を訴えの提起により行う場合などもありますので、事務処理を円滑

に行うために 100 万円以下の訴えの提起、和解および調停にかんして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、町長の専決処分ができるものとして規定するものです。

第 2 項では、その際には議会へ報告することを定めております。

第 11 条では、履行期限の繰上げを規定しています。該当する要件は、破産等を規則で定めることとしています。

第 12 条第 1 項では、債権の申出等について、強制執行または破産手続開始の決定を知った場合のことを定めています。配当の要求その他債権の申し出をすることができるときは、規則で定めることとしています。

第 2 項では、債権の保全について定めています。債務者に対する必要な措置は規則で定めることとしています。

第 13 条では、徴収停止について定めております。これは税の執行停止に当たるものです。履行期限後の相当の期間は 1 年以上としております。

66 ページをお開きください。

第 14 条では、無資力等により払うことが困難になったときの履行延期の特約等を定めております。

第 15 条では、履行延期の特約または処分をしてから 10 年を経過しても同じ状態が続いているときの債権の免除について定めております。

第 16 条では、債権の放棄について定めております。第 1 号から第 9 号に分けて債権放棄の該当事由を否定していますが、いずれも該当する場合には手だてを取っても債権の徴収は困難ですので、債権を管理する上から債権放棄として定めるものです。この債権放棄については、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により条例で定めることにより、非強制徴収債権 100 万円以下のものは議会の議決を要しないこととするものです。

第 2 項では、その際には議会へ報告することを定めています。

附則では、施行期日および経過措置を定めています。

以上で議案第 122 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

提案理由の説明の途中ですが、この際 10 時 45 分まで休憩します。

休 憩 10 時 29 分

再 開 10 時 45 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を続けます。

農業振興課長。

農業振興課長（野並誠路君）

それでは議案第 123 号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

議案書 68、69 ページ、参考資料の 73 ページから 77 ページに新旧対照表を載せております。参照願います。その中の 74 ページをご覧ください。

左側は現行で、右側が改正案になっております。中央の右側のラインを引いている、農業基盤整備促進事業の追加改正です。これは農業生産基盤が充実していなければ、農業者個々の維持管理にかかわる負担が増大し、農業経営が圧迫され、農業の衰退につながります。このため、この 3 月補正予算にも提出していますが、この農業基盤整備促進事業を取り入れ、農業用水路や農道等の施設整備事業を導入することにより一部改正を行う

ものです。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは議案第124号、黒潮町立水産関係等共同作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

議案書71ページ、参考資料78ページを参照願います。

黒潮町水産関係等共同作業場につきましては、旧佐賀町のころより指定管理者制度を導入しており、現行の黒潮町水産関係等共同作業場設置条例の中に含まれていました。現在の指定管理者の指定は、黒潮町公の施設に関する指定管理者の指定手続き等に関する条例により行われていますので、条文を整理して今回改正を行うものです。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは、議案書の72ページから75ページにかけての、議案第125号の黒潮町環境ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、指定管理者に関する条例の内容の統一と、併せて、町内に2施設目の道の駅が設置されることで、両道の駅の管理の整合性を図るために改正を行うものです。そのため、対照条文が広範囲かつ大幅となり、全部改正としました。

改正内容につきましては、指定管理者に関する条例は内容を統一していくため、その内容に沿って改正しています。

条文は、昨年12月議会でご承認いただきました、さが道の駅なぶら土佐佐賀に関する黒潮町さが交流拠点施設の位置及び管理に関する条例に合わせて全部改正をするとともに、使用料についても見直しをして整合性を図るものです。

使用料の算出根拠については統一した形を取っており、土地の固定資産税年額相当と、また建築に要した事業費、設計委託費、建築工事請負費と備品購入費の30パーセントを建物、備品のそれぞれの耐用年数で割った額を合計して、それに消費税8パーセント分を加えた額として年間使用料としています。

道の駅ビオスおおがたは、今まで土地代については県有地ということで、県へ町が占用料として納めていた額と同額としていましたが、今回、さが道の駅なぶら土佐佐賀と同じく、土地の固定資産税の年額相当の額を土地使用料として以下同様に算出根拠を見直しました。それにより算出した使用料は消費税込みで144万3,960円となり、現在の192万円から47万6,040円の減額となります。

条文の主な改正点については、条例第1条から第4条までは改正前とほぼ同じで、第5条から第17条までは指定管理者による施設利用者の利用に関する施設管理の内容について改正した条文となっています。

また、旧条例では交流施設の使用料を明記していましたが、協定書への明記となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは議案第126号の、黒潮町道路、附属物占用及び徴収条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

議案書の77ページ、ならびに参考資料の79ページをお開きください。

今回の条例の一部改正につきましては、上位法であります道路法施行令の一部を改正する政令が平成25年11月20日に公布されまして、平成26年4月1日から施行されることとなりました。

この政令では、道路占用料の額を定める所在地の区分について、現行の甲地、これは東京都の特別区および人口50万人以上の市になります。それから乙地、甲地以外の市になります。および丙地、これは町村でございます。の3区分では、同一区分内においても地域によって地価に大きな格差が生じており、乙地の都市で一部の甲地の都市よりも地価の高い都市があるといった現状があることから、その適正化を図るため、当該区分が第1級地から第5級地の5区分に変更をされました。

なお、道路占用料の額につきましては、地価水準の変動等を反映した額に改正をされております。

本町につきましては第5級地となりますので、道路法施行令別表の区分に準じて道路占用料の額を、条例第12条の別表のとおり改正するものでございます。

また、第13条第1号の占用期間についても、併せて改正するものでございます。

続きまして議案第127号の、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

議案書の82ページ、ならびに参考資料の86ページをお開きください。

今回の条例の一部改正につきましては、黒潮町債権管理に関する基本方針にて、町の債権を公法上の原因に基づいて発生します公債権と、私法上の原因に基づいて発生します私債権に分類して管理することに伴いまして、住宅使用料を私債権扱いにしたことにより条例の一部を改正するものでございます。

参考資料の86ページをお開きください。

私債権につきましては、督促手数料および延滞金の徴収ができないため、第11条第2項を削除するものでございます。また、第10条および第11条中の黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例のカッコ書きでございます。平成18年黒潮町条例第175号につきましては第6条に記載をされておりましたので、後の条文に出てくる場合は記載を省略するため削除するものでございます。

続きまして議案第128号の、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

議案書の84ページ、ならびに参考資料の87ページをお開きください。

今回の条例の一部改正につきましては、議案第127号と同様に、水道料金につきましても私債権扱いにしたことにより条例の一部を改正するものでございます。住宅使用料と同様に、私債権につきましては督促手数料および延滞金の徴収ができないため、第42条をこの条例の規定によって納付すべき給水料金、使用料、手数料および工事費の滞納者に対しては、納期限後20日以内に14日以内の期限を付して督促状を発しなればならないに改正するものでございます。

以上、補足説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

それでは議案第129号、黒潮町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について説明を致

します。

議案書の 85、86 ページとなります。説明の方は、旧対照表の 88 ページでさせていただきます。

第 8 条第 2 項の手数料を徴収しないという条文を削除しまして、第 13 条により、施設使用料等につきましては申請者と協議して決定するとするものです。

この改正理由につきましては、現在、幡多地域の市町村において災害時等における、し尿の処理に関する協力協定を締結することの協議をしております。高知県全域や西南地域一帯の災害協定も模索しているところですが、時間を要するために、まず幡多地域からということで取り組んでおります。

当町においては手数料を徴収しないとしておりましたが、幡多地域内においても無料の市町村だけでなく統一ができない状況であります。つきまして、均衡を図るために申請者、搬入市町村との協議して決定することと改正をするものです。

協議して決定とするものとは、無料の市町村は無料で、手数料が必要な市町村は同額の徴収をするというふうに考えております。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

私からは、議案第 130 号、黒潮町国民健康保険直営診療所診療車使用条例を廃止する条例について補足説明をさせていただきます。

議案書の 88 ページをお開きください。

黒潮町国民健康保険直営診療所診療車使用条例、平成 18 年黒潮町条例 132 号を廃止するものでございます。

平成 26 年 4 月 1 日からの消費税引き上げに伴う条例改正を検討していたところ、この条例につきましては使用料の改正というよりも、使用料を徴収するかどうかの検討ということになりました。

拳ノ川診療所におきましては、これまで往診の依頼があった場合に、車代として 1 件につき 250 円を徴収しておりました。ちなみに訪問診療の場合は徴収はしておりません。

近隣の医療機関等に問い合わせを致しましたところ、診療車使用料、こういった部分についての徴収はしていないということでございましたので、住民サービスとして考えて、この条例の廃止を提案させていただくものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは議案第 131 号、黒潮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

議案書は 89 ページ、90 ページとなります。併せて、参考資料の最後のページになりますが、89 ページをご覧ください。

この条例改正につきましては、上位法である災害弔慰金の支給等に関する法律が改正されたことに伴う条例改正となります。

洪水や地震、津波などの災害により死亡したときに、その遺族に対し災害弔慰金をこの条例に基づき支給することとなりますが、今回の改正案では、第 4 条の災害弔慰金を支給する遺族に 1 号を加え、支給対象となる

遺族を拡大するものです。

これまでは、支給対象となる遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母となっておりますが、これらの対象者に加え、今回の改正案により、配偶者や子どもなどがおらず、死亡された方に兄弟姉妹がある場合で、同居または生計を同じくしていた場合に限り、兄弟姉妹に対して災害弔慰金を支給することとし、上位法である災害弔慰金の支給等に関する法律と同様の取り扱いとするものです。

簡単ではありますが、以上で議案第 131 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

それでは議案第 132 号、平成 25 年度黒潮町一般会計補正予算第 5 号につきまして補足説明をさせていただきます。

予算書に基づいて説明させていただきますので、まず補正予算書の 1 ページをご覧ください。

この予算は、既決の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 3 億 7,796 万 4,000 円を減額し、93 億 563 万 3,000 円とするものでございます。

概要は、町長からも説明がありましたけれども、平成 25 年度の国の補正予算の活用と、併せて決算見込みによる減額補正が主なものとなっております。

歳出の事項別明細書に沿って説明させていただきますので、28 ページをお開きください。

主なものを申し上げます。まず、2 款総務費でございます。9,465 万 5,000 円追加し、17 億 8,453 万 8,000 円とするものでございます。

この増額の要因は、決算見込みにより将来の公債費縮減を図るため、繰上償還の原資とする減債基金への積み立てを 1 億 1,638 万 8,000 円追加し補正したことによるものでございます。

続いて、主な項目を説明致します。

まず、1 項 1 目、一般管理でございます。940 万 7,000 円の減額となっております。これは、2 節、3 節、4 節の職員の人件費の減額でございます。主なものは、4 節共済費の一般職追加費用 745 万 8,000 円の減額でございます。

続いて、3 目財産管理費でございます。470 万 3,000 円の減額となっておりますが、13 節委託料で 304 万 7,000 円追加をしております。これは、国の補正を受けて総合センターの耐震診断委託を前倒しするものでございます。

15 節工事請負費 900 万円の減額は、佐賀地区にあります旧老人憩の家の取り壊しを、26 年度に制度に乗せ対応すべく繰り延べとさせていただいてものでございまして、あらためて平成 26 年度の当初予算で計上する予定でございます。

続いて、5 目財政管理費でございます。1 億 5,037 万 1,000 円の大幅な追加となっております。これは 25 節積立金で、先ほど説明致しましたように減債基金への積み立て 1 億 1,638 万 8,000 円でございます。また、緊急防災・減債事業に対する県の防災対策加速化交付金 2,020 万円、今議会に提案しています基金条例にあります、南海トラフ地震対策推進基金 1,942 万 2,000 円でございます。

続いて、11 目情報化推進費でございます。33 ページになります。919 万 3,000 円の減額でございます。これは、13 節委託料のスマートタウン構想実現事業が国の採択にならなかったため、1,200 万円を減額するものでございます。

次に、38 ページをご覧ください。

3 款民生費でございます。6,477 万円の減額でございます。この主な減額は老人福祉費で、広域連合負担金および老人保護措置費の減額でございます。

主な項目と致しまして、まず 1 項 1 目、社会福祉総務費でございます。361 万円の追加となっております。これは、13 節委託料 285 万円でございます。内容は、蜷川健康支援センターの耐震設計委託費の 300 万円でございます。これも国の補正を受けて前倒しするものでございます。

続いて、7 目障がい者自立支援費です。40 ページをご覧ください。816 万 8,000 円の追加となっております。主なものは、20 節扶助費 842 万 5,000 円でございます。

内容は、地域生活支援事業が 137 万円、自立支援医療費が 700 万円の増加で、それぞれ利用者の増加によるものでございます。

続いて、2 項 1 目、老人福祉総務費でございます。ここでは 6,724 万 8,000 円の減額となっております。主なものは、19 節負担金補助及び交付金で 3,656 万 7,000 円の減でございます。これは広域連合会への負担金の減額でございます。

次に、20 節扶助費の 1,640 万円の減額でございます。これは決算見込みによる老人保護措置費の減額でございます。1,578 万円でございます。

次に、28 節繰出金の 1,219 万 4,000 円の減額でございます。これは介護保険料特別会計への繰出金 1,085 万 2,000 円と後期高齢者医療保険事業特別会計への繰出金 134 万 2,000 円の減額で、それぞれ実績見込みによる減額となっております。

続いて、3 項 3 目、児童福祉施設費でございます。ここも 611 万 7,000 円の減額となっております。主なものは、44 ページになりますが、18 節備品購入費の 402 万 9,000 円の減額です。これは、保育園児の送迎用バスの購入が県の補助事業の採択条件と合わなかったということで減額するものでございます。

次に、4 款衛生費でございます。1,462 万 8,000 円の減額となっております。これは、国が子宮頸がんの予防接種で副作用が出たことを受けて、積極的な接種を差し控えるよう指導があったことと、インフルエンザの予防接種者が見込みより少なかったことによるものでございます。このことにより、3 目予防費が 798 万円の減額となっております。

次に、5 款労働費でございます。47 ページになります。3,738 万 1,000 円と、大きな減額となっております。主な減額の要因は、起業支援型地域雇用創造事業の実績見込みによる減額でございます。

まず、1 項 1 目、地域雇用促進事業費でございます。227 万 2,000 円の減額となっておりますが、これは町道分と機構分とも、実績見込による臨時賃金の減額でございます。

続いて、2 目雇用対策事業費でございます。ここも 3,510 万 9,000 円の減額となっております。主なものは、13 節委託料 3,220 万円でございます。これは先ほど説明致しましたように、今年度から新設された起業支援型地域雇用創造事業が見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、6 款農林水産業費でございます。48 ページをご覧ください。ここも 6,949 万 5,000 円の大幅な減額となっております。減額の主な要因は、レンタルハウス整備事業で 1 件中古レンタルハウスに変更したことと、高性能林業機械整備事業が補助採択にならなかったことによるものでございます。

まず、1 項農業費、3 目農業振興費でございます。3,710 万 6,000 円の減額となっております。主なものは、次のページになりますけども、19 節負担金補助及び交付金の 3,633 万 6,000 円の減額でございます。これは、先ほど説明しましたように、レンタルハウス整備事業の減が 3,140 万円となっております。

次のページをお開きください。

続いて、新規就農者の実績見込みによる減額が 300 万円となっております。

続いて、6目地域農業整備事業費でございます。ここは1,823万8,000円の追加となっております。主なものは、15節工事請負費の1,910万でございます。これは先ほど来、町長また担当課長からも説明がありましたように、国の補正を受けて、農道、水路の整備を前倒して整備するものでございます。

続いて、2項林業費、2目林業振興費でございます。2,204万6,000円の減額でございます。これは、19節負担金補助及び交付金2,204万9,000円の減でございます。内訳は、森林組合が購入計画していました高性能林業機械が国の補助事業の採択にならなかったことによる1,912万5,000円の減額と、森林整備地域活動支援事業および緊急間伐総合支援事業の実績見込みによる減額でございます。

続いて、3項水産業費、2目水産振興費でございます。1,135万8,000円の減額でございます。

52ページをご覧ください。主なものは、19節負担金補助及び交付金で1,042万1,000円の減額でございます。主な減額は、種子島周辺対策事業の減額で786万2,000円となっております。

続いて、3目漁港漁場整備事業費でございます。ここも1,810万7,000円の減額でございます。主なものは、15節工事請負費1,650万円でございます。これは入野漁港のしゅんせつ時期の調整が必要となったため、工事費を26年度に繰り延べしたことによる減額でございます。

次に、7款商工費でございます。ここも844万7,000円の減額となっております。

まず、1項1目商工総務費でございます。489万9,000円の減額でございます。主なものは、19節負担金補助及び交付金464万1,000円の減額でございます。これは、県工事である土佐西南大規模公園の負担金が減額となったものでございまして、449万5,000円となっております。

続いて、3目観光費でございます。ここでも354万8,000円の減額となっております。主なものは13節、234万8,000円の減でございます。これは入野海水浴場の潮流調査委託ができなかったために減額するものでございます。

次に、8款土木費でございます。ここでは2億3,948万3,000円の大幅な減額となっております。この要因は、入野駅前多目的広場整備事業の再検討が必要となったため、25年度の予算を減額するものでございます。

まず、第1項1目、土木総務費でございます。2,651万6,000円の減額でございます。主なものは、15節工事請負費300万の減と、19節負担金補助及び交付金2,340万円の減でございます。15節工事請負費の減は、24年度の繰越明許分と当該年度の補助事業を優先的に進めてきた結果、地域整備事業が一部消化できなかったことによる減額でございます。また19節負担金補助及び交付金の減額は、県工事の実績見込み等による減額でございます。

続いて、56ページをお開きください。

3項2目、がけくずれ対策費でございます。ここも2,396万7,000円の減額となっております。内容は、15節工事請負費2,080万7,000円の減でございます。これは当初見込みより災害が少なかったことによる減額で、実績は1件のみとなっております。

次に、19節負担金補助及び交付金の310万円の減でございます。これは県が実施する急傾斜事業でございますが、これも実績見込みによる減額でございます。

続いて、5項2目、都市環境整備事業費でございます。ここは1億8,124万5,000円の大幅な減額となりました。これは先ほど説明致しましたように、入野駅前多目的広場整備事業の見直しによるものでございまして、このため、13節委託料1,950万円、17節公有財産購入費1億6,750万円、22節補償補填及び賠償金7,550万円をそれぞれ減額し、8,375万円を15節工事請負費に組み替え、事業間調整を行ったものでございます。内容は、それぞれ説明欄にありますのでご確認ください。

次に、59ページをご覧ください。

9 款消防費でございます。ここでは1,620 万円の追加を致しました。主な要因は木造住宅の耐震関連事業で、国の補正を受けて前倒ししたものでございます。

まず、1 項2 目、非常備消防費でございます。244 万1,000 円追加致しました。主な内容は、3 節職員手当 262 万5,000 円でございます。これは黒潮消防署の建設や防災対策等で時間外が多く発生し、職員の時間外手当が不足するため、250 万円追加するものでございます。

続いて、3 目消防施設費でございます。263 万4,000 円の追加となっております。

60 ページをご覧ください。

13 節委託料に302 万4,000 円追加致しました。これは、拳ノ川と伊与喜の消防屯所の耐震診断委託費でございます。これも国の前倒しを活用したものでございます。

続いて、4 目消防費でございます。ここも988 万2,000 円の追加でございます。主な要因は、先ほど説明致しましたように、木造住宅の耐震関連事業の前倒しによるものでございます。

内容ですが、まず、3 節職員手当 300 万円でございます。これは防災関連事業で時間外が多く発生し、職員の時間外が不足するため、追加をするものでございます。

次に、13 節委託料1,658 万6,000 円でございます。内容は、まず木造住宅耐震診断委託でございます。これは、先ほど来申し上げましたように国の補正を受けて行うものでございまして、今回は43 件、141 万9,000 円を前倒ししております。また、来年度も防災業務が引き続き膨大な事業となるため、職員だけでは事務処理が対応できないことから、事業の進ちよくを図ることを目的で民間支援を受けるため、発注者支援業務委託費を1,900 万円追加するものでございます。

次に、15 節工事請負費950 万円の減額でございます。内容は、まず防災サイン整備工事200 万円の減額でございますが、これは避難道への案内板等を整備する計画でございましたが、工事の進ちよく状況により減額をするものでございます。

次に、情報伝達施設整備工事550 万円の減額でございます。これは小中学校へ情報の告知端末を整備する予定でございましたが、県の補助事業の対象にならなかったため、見合わせことと致しました。

次に、ヘリポート整備工事200 万円の減額でございますが、これは、佐賀北部地域へヘリポート整備をするものでございましたが、場所の選定に時間を要しているため減額をするものでございます。

それから、17 節公有地財産購入費1,000 万円の減と、22 節補償補填及び賠償金の900 万円の減額でございます。これは避難道用地とそれに係る補償は、原則、提供でお願いしておる関係で、当面は不用となったことから減額するものでございます。

前後しますが、次に、19 節負担金補助及び交付金の1,937 万円でございます。主な内容は、木造住宅耐震改修工事費補助金が1,350 万円、件数で15 件となっております。また、木造住宅耐震改修設計費補助が300 万円で、件数で15 件となっております。そしてブロック塀対策費補助金が400 万円、件数で20 件となっております。これらはいずれも国の補正を受けて、前倒しして行うものでございます。

次に、10 款教育費でございます。62 ページをご覧ください。ここでも1,384 万円の減額となっております。この主な要因は、事業実績見込みによる減額がほとんどでございまして、教育費につきましては説明の方は省略させていただきますので、説明欄の方をまたご確認ください。

次に、11 節災害復旧費でございます。ページ数が72 ページになります。2,973 万円と比較的大きな減額となっております。これは、幸い災害が見込みより少なかったことによる減額でございます。

次に、12 節公債費でございます。1,073 万5,000 円の減額となっております。これは1 目利子の減額でございまして、当初は、町債の借入利率を少し高めに設定して予算化しておりましたが、実際の借入利率は当初見

込みより低くなったことによりまして減額となったものでございます。また、借入期日を若干遅らせた関係で、町債の償還利子が少なかったというところでございます。

74 ページからは人件費の補正に伴う給与費明細書を添付しておりますので、またご確認ください。

次に、14 ページにお戻りください。これらに伴う歳入でございますが。

1 款の町税が決算見込みにより 1,323 万円、ちょっと飛びますけれども、16 款財産収入が利子等の増額の見込みによりまして 214 万 5,000 円、また 20 款の諸収入が、延滞金や保育所の広域入所負担金および医療費の過年度収入によりまして 567 万 3,000 円の増となっております。

そのほか、国県支出金等は、それぞれの事業実績見込みや補助事業が受けられなかったことなどにより、大幅な減額となっております。

次に、また戻りますけれども 9 ページをご覧ください。

第 2 表繰越明許費補正でございます。今年度も昨年度からの明許繰越の関係と、国の補正を受け入れたことによりまして、補正後は 18 事業が繰越事業となり、繰越明許費が合計で 13 億 9,079 万 9,000 円となり、大変多くなっております。事業名と金額はそれぞれ明記しておりますので、ご確認ください。また、詳細な資料をですね、皆さまのお手元にご配付しておと思いますので、ご確認願ったらと思います。

次に、10 ページをご覧ください。

第 3 表地方債の補正でございます。起債の目的は、情報基盤整備事業債から教育振興債までの 13 の事業債となっております。補正前の限度額は 17 億 7,891 万 5,000 円でしたが、財源調整した結果、補正後の限度額は 15 億 5,381 万 5,000 円となり、2 億 2,510 万円の減額となっております。補正後の限度額は、26 ページの 21 款町債の計と同額となるようになっております。そのほか、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。ご確認ください。

以上で、補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは私の方から、議案第 133 号、平成 25 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算第 1 号について補足説明をさせていただきます。議案書は 92 ページになります。

予算書の 1 ページをお開きいただきたいと思ひます。

この予算は、歳入歳出の既決予算から歳入歳出それぞれ 820 万円を減額をし、歳入歳出それぞれの総額を 2,502 万 5,000 円とするものでございます。

減額の理由につきましてご説明をしたいと思ひます。7 ページをお開きください。

奨学資金の貸付金につきましては、25 年度当初、高校生を 30 名と見込んでおりましたけれども、実績見込みで 19 名、11 名の減の予定です。大学生を 66 名と見込んでいましたところを 57 名の実績見込み、9 名の減となっております。それらの結果、貸付金を 820 万円減額し、併せて、基金の繰入金 900 万円を減額するものでございます。

以上です。よろしくお願ひ致します。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

続きまして議案第 134 号、平成 25 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について補足説明をさせてい

ただきます。

議案書は93ページとなります。

この予算の歳入歳出総額は、歳入歳出それぞれ1,412万1,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,890万6,000円とするものでございます。

減額補正の主な理由は職員数の減によるもので、共済負担金の掛け金の率に変更されることによるものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

それでは続きまして、議案第135号、平成25年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について補足説明を致します。

黄色の予算書となります。まず1ページをお開きください。

この補正予算は、総額から歳入歳出それぞれ636万6,000円を減額し、歳入歳出をそれぞれ20億9,536万9,000円とするものです。主な内容は、後期高齢者支援金および共同事業拠出金等の額が確定したことによるものとなっております。

それでは、歳出の事項別明細書から説明を致します。10ページをお開きください。

まず、1款総務費、1項1目一般管理費84万4,000円の増は、人件費の最終見込みによるものです。一般職の時間外勤務手当の増は、機構による人員減の調整によるものとなっております。

続いて、3款1項1目、後期高齢者支援金727万円の増となっております。本年度分が確定したことにより増額計上を行いました。

6款1項1目の介護納付金につきましても、額の確定により630万円の減額をしております。

7款共同事業拠出金は818万円の減額補正ですが、1項1目、高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては、550万円の見込み増となっております。

2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、1,368万円の見込み減となっております。

次に歳入につきまして、戻っていただいて8ページとなります。

3款国庫支出金、1項2目と、4款県支出金、1項1目の高額医療費共同事業負担金は、歳出の増に伴い112万それぞれの増額となっております。

そして9款繰入金、1項1目、一般会計繰入金は、歳出の人件費に伴う増と同額の84万4,000円となっております。

そして、収支の調整を3款2項1目の財政調整交付金845万円の減で行っております。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

私の方から、議案第136号、平成25年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。

オレンジ色の予算書となります。

まず、1ページをお開きください。

第1条の合計額で、歳入歳出それぞれ8,803万4,000円の減額を行い、予算の総額を16億9,981万6,000円とするものです。

補正の理由と致しましては、これまでの介護給付などの実績から見込額の調整を行い、計上したことによるものです。

まず、歳出から説明させていただきます。12ページをお開きください。

1款総務費の1項1目、一般管理費、13節の委託料につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修により168万円の増額、および1項2目、連合会負担金で第三者行為請求事務取扱手数料の70万5,000円の負担金の増額を行っております。

1款総務費のその他の項目につきましては、決算見込み額に基づき減額をしておりますが、合計額で147万5,000円の増額となっております。

2款保険給付費につきましては、これまでの給付実績に基づき決算額を見込み、各項について、減額または増額を行って、合計額で8,821万円の減額となっております。

次に、3款地域支援事業費につきましては、15ページの2項包括的支援事業・任意事業費、20節扶助費におきまして、在宅介護手当等の見込額の調整を行い、235万円の減額をしております。

3款地域支援事業費の総額では、324万円の減額を計上させていただいております。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書8ページをご覧ください。

歳入予算の補正につきましては、歳出の減額により、それぞれの負担割合に応じた歳入財源の調整を行っております。

1款保険料につきましては、1,503万2,000円の減額により2億6,170万6,000円に、また、3款国庫支出金は2,189万5,000円の減額により、4億3,593万5,000円に減額をして計上しております。

以下同様に、4款支払基金交付金を2,584万円、5款県支出金を1,635万6,000円、10ページの7款繰入金金を1,085万2,000円を、それぞれ減額する調整を行っております。

なお、9款諸収入の2項3目、返納金につきましては、訴訟の相手方と平成25年12月26日和解が成立し、不正給付金返還金として返納予定額である194万1,000円の増額の計上を行っております。歳出の15ページ、5款基金積立金の介護給付費準備基金に積み立てることとしております。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

私からは、議案第137号、平成25年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算、および議案第138号、平成25年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきたいと思っております。

まず、議案第137号、平成25年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてご説明を致します。

ピンク色の表紙の1ページをお開けください。

平成25年度の歳入歳出予算につきましては、決算見込みに基づきそれぞれ716万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,739万6,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入の1款1項1目、診療収入の外来収入につきまして718万円減額、5款1項1目の事業勘定繰入金につきまして151万2,000円の減額。

続けて、7ページをご覧いただきたいと思います。

5款3項1目、一般会計繰入金を74万5,000円増額し、6款の繰越金48万3,000円を計上致しまして、歳入予算の総額を6,739万6,000円に調整したものでございます。

続いて、8ページをお開きください。

歳出の1款1項1目の一般管理費につきまして97万5,000円減額し、続けて、9ページをお開きください。2款1項1目、医業費の医療用器材費108万5,000円減額、2款1項2目の医療品衛生材料費、これにつきましては薬品代でございますけれども、不確定要素の高いこの薬代を実績により近づけるために438万3,000円を減額して、歳出予算の総額を6,739万6,000円に調整をしたものでございます。

続きまして、議案第138号、平成25年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。

水色の表紙の1ページをお開きください。

平成25年度黒潮町後期高齢者医療保険事業の決算見込みに基づいて、歳入歳出予算をそれぞれ410万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を1億7,919万8,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入の1款1項の後期高齢者医療保険料、これを276万円減額、4款1項1目、事務費繰入金を123万7,000円増額し、4款1項2目、保険基盤安定繰入金につきましては258万円を減額して、歳入歳出予算の総額を1億7,919万8,000円に調整をしたものでございます。

次に、7ページをご覧いただきたいと思います。

歳出の1款1項1目、一般管理費につきましては15万4,000円の減額、2款1項1目、負担金補助及び交付金の後期高齢者医療広域連合納付金、これにつきましては394万9,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を1億7,919万8,000円に調整したものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは議案第139号、平成25年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてご説明をさせていただきます。予算書の方は、あさぎ色の表紙でございます。

今回の補正予算につきましては、第3条予算の営業費用および第4条予算の建設改良費の減額に伴います補正をするものでございます。

それでは、1ページをお開きください。

上水道および簡易水道とも、営業費用をそれぞれ減額をしております。

内容につきましては、補正予算事項別明細書によりご説明を致します。

14ページをお開きください。

上水道事業につきましては、総係費にて計上しています職員の期末勤勉手当4万4,000円、および法定福利費15万3,000円の決算見込みによります減額でございます。

また、簡易水道事業につきましては、総係費に計上しております職員の時間外手当20万円の決算見込みによります減額でございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

ここには、第4条予算の資本的収入および資本的支出の補正予算額を計上しています。

内容につきましては、補正予算事項別明細書によりご説明を致します。

16 ページをお開きください。

各節の説明欄にその内容と、その増減額を記載していますが、主なものは工事請負費の上川口配水池耐震補強工事、および国土交通省によります国道 56 号大方自歩道整備の未発注に伴いまして、配水管布設工事の中止によります減額でございます。

理由としましては、いずれも入札不調によるものでございます。

また、現在事業を行なっております、鈴熊野浦統合簡水再編推進事業の進ちよくを図るため、国の補正予算を活用しまして 1 億 1,300 万を補正を致しました。

収入につきましては、前ページの 15 ページに記載をしておりますのでご確認ください。

次に、8 ページから 13 ページにかけましては財務諸表でございます。予定損益計算書および予定貸借対照表を添付しておりますので、ご確認をお願い致します。

なお、11 ページの下から 5 行目の右側の資産合計額と、13 ページの右下の負債資本合計額は、いずれも 42 億 8,917 万 7,578 円と合致していますので、バランスが取れているということになります。

以上、補足説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

次の議案第 140 号は少し時間がかかりますので、この際 13 時 30 分まで休憩します。

休 憩 11 時 52 分

再 開 13 時 30 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を続けます。

副町長。

副町長（植田 壯君）

それでは議案第 140 号、平成 26 年度黒潮町一般会計予算につきまして補足説明させていただきます。

本予算の主旨、概要等につきましては、冒頭、町長が述べましたので、私の方からは予算書に基づきまして、昨年と大きく変わった点、変更のあった点、また新しい事業、ならびに特に重点を置いたことなどに絞って説明をさせていただきたいと思えます。

また、説明が町長と重複する分もあろうかと思えますし、膨大な資料となっておりますので説明時間が若干長くなるかと思えますが、よろしくお願ひします。

それでは、当初予算の 1 ページをご覧ください。

平成 26 年度の当初予算につきましては、第 1 条で歳入歳出の予算総額を、歳入歳出それぞれ 86 億 600 万円と定めております。前年度比では 6.4 パーセント、金額に致しまして 5 億 8,600 万円の大幅な減となっております。これは町長が冒頭説明致しましたように、骨格予算によるものでございます。

また、第 2 条では債務負担行為を、3 条では地方債を、そして 4 条では一時借入金の最高額を 15 億円と定めています。そして 5 条では、歳出予算の流用を定めております。

続いて、歳出の事項別明細書から説明させていただきますので 44 ページをお開きください。

まず、1 款議会費でございます。8,934 万 5,000 円計上させていただきました。前年度比では 3.9 パーセント、334 万 5,000 円の増となっております。この増の主なものは職員の人件費にかかわるものでございまして、内容的にはほぼ昨年と同様となっております。

次に、2 款総務費でございます。17 億 8,219 万 1,000 円とするものでございます。前年度比では 3 億 7,296 万 1,000 円、26.5 パーセントと大幅な伸びとなっております。その主な要因は、緊急防災・減災事業の実施に伴い交付される県臨時加速化交付金が交付されることによるものでございます。

主なものを説明させていただきます。1 項 1 目、一般管理費でございます。4 億 3,975 万 4,000 円計上致しました。1,829 万円の減となっております。この減の要因は、2 節、3 節、4 節の職員の人件費の関係でございます。退職手当、共済負担率に変更になったことによるものでございます。

節で主なものを説明致します。まず、7 節賃金でございます。348 万 8,000 円計上させていただきました。ここでは説明欄の一番下にありますように、法制執務用務ということで 210 万 6,000 円を計上しております。これは議員からも指摘されております条例等の関係をですね、調整するために臨時を雇用するものでございます。

続きまして、48 ページをご覧ください。

12 節役務費でございます。2,238 万 2,000 円計上致しました。主なものとしましては、PCB 廃棄物処理費で 1,000 万円でございます。これが、PCB の処理が最終年度となっております。高度な PCB があるということで 1,000 万円という多額の処理費となっております。

そのほかは、一般管理費では昨年と同様となっております。

次に、2 目人事管理費でございます。3,474 万 6,000 円計上させていただきました。ここは前年とほぼ変わっておりませんが、ここでも 8 節報償費で 15 万円計上させていただきました。これは先ほど説明致しました、職員のですね法務研修の講師として 15 万円計上させていただいたものでございます。

次に、50 ページの方をご覧ください。

3 目財産管理費でございます。8,424 万 7,000 円計上させていただきました。340 万円の減となっております。この減の要因はですね、熊野浦集会所の事業終了に伴うものでございまして、内容的には前年度とあまり変わっておりません。が、13 節委託料をご覧ください。1,943 万円を計上させていただきました。ここは主に役場の維持管理等の委託でございますけれども、委託料の中ほどにですね、大方球場運営等管理委託費を 121 万 1,000 円計上させていただきました。この分につきましても職員の事務多忙等々がございまして、球場の運営管理の方をですね NP0 に委託したいということで 121 万 1,000 円計上をさせていただいております。

それから下にいきまして、15 節工事請負費でございます。1,550 万円計上致しました。主なものとしましては、老人憩の家解体、1,000 万でございます。これは昨年計上しておりましたけれども、補正で説明させていただきましたように、26 年度に事業の関係で繰り述べたというところでございます。

52 ページをお開きください。

5 目財政管理費でございます。3 億 6,346 万円計上させていただきました。前年度比では 81.6 パーセント、1 億 6,330 万 8,000 円の大幅な増となっております。これは、先ほど説明致しました緊急防災・減災事業に対する県の加速化交付金が公布されたことによるもので、25 節積立金と致しまして 3 億 4,201 万円を計上したところでございます。

次に、6 目企画費でございます。1 億 3,419 万 6,000 円計上させていただきました。対前年比では 27.2 パーセント、2,873 万 6,000 円と、ここも大幅な伸びとなっております。

主なものを申し上げます。まず、1 節報酬費でございます。694 万 9,000 円計上致しました。これは、集落支援センターを今年度新たに北部地域に導入するため、人件費の増となっております。これは集落支援員ということで 403 万 2,000 円計上しております。北郷と拳ノ川の 2 地区ということでございます。

また、地域おこし協力隊隊員の報償費として 194 万 8,000 円を計上させていただきました。この地域おこし協力隊員につきましても、今年の 2 月 1 日に面接をさせていただきまして、決定し、4 月 1 日から活動するこ

とになっております。活動範囲は主に蛸瀬川流域というふうにしております。

次のページをご覧ください。

13 節委託料 642 万円でございます。

主なものを申し上げますと、中ほどにあります集落活動センター整備設計管理委託費 105 万 3,000 円でございます。これは拳ノ川の活動センターを創設するために、旧保育所を一部改修する設計でございます。また、北郷小学校の跡地の活動センターにつきましても若干改修が必要ということで、設計管理委託費を計上させていただきます。

それから、集落活動センター耐震診断委託と設計管理委託に 200 万、300 万をそれぞれ計上させていただきました。

次に、15 節工事請負費でございます。3,104 万 8,000 円計上させていただきました。これは、先ほど設計管理費で説明致しました集落活動センターの整備と耐震化工事でございます。

それから 18 節備品購入費でございます。211 万 4,000 円計上致しました。これは、集落活動センター備品として 190 万 6,000 円、それから地域おこし協力隊用備品として 20 万 8,000 円となっております。

それから、19 節負担金補助及び交付金 7,938 万 1,000 円計上させていただきました。昨年に比べますと若干減ってはおります。

主なものは、土佐くろしお鉄道経営基金造成負担金 1,643 万 5,000 円でございます。また下の方にいきまして、公共交通バス補助金と致しまして 4,339 万 5,000 円。これは西南交通と高南観光への補助金でございます。また、コミュニティー助成事業費補助金と致しまして 990 万計上致しております。今年度は浜の宮地区、上川口郷地区、本谷地区、荷稻地区、大方橋川地区をコミュニティー助成で申し込んでおります。ただし、この部分にきましてはまだ決定が来ておりませんので、若干変更があるかもしれません。また今年から、くろしお鉄道施設安全対策事業費補助金が増加しておりまして、283 万 6,000 円となっております。

それから、21 節貸付金 397 万円。これは例年のとおり、さまざまな団体の活動費に対する貸付金でございます。

56 ページをご覧ください。

7 目ふるさと創生事業費でございます。ここは前年並みの予算となっておりますけれども、今年も中学生を対象とした海外研修の事業を組んでおるものでございます。

ちょっと飛びまして、59 ページをご覧ください。

11 目情報化推進費でございます。2 億 4,721 万 5,000 円計上致しました。前年度比では 3.9 パーセント、1,015 万 3,000 円の減少となっております。この要因は、携帯電話エリア整備事業が終了したことによる減額でございます。この内容は、主に役場で使用しております電算システムの維持管理費となっております。

主なものを申し上げます。次のページをご覧ください。

7 節賃金でございます。386 万 1,000 円計上しております。これは臨時職員の賃金でございますけれども、今年度の光ネットワーク推進をするために 2 人の雇用を考えているところでございます。

次に、13 節委託料でございます。4,999 万 3,000 円計上させていただきました。ここは役場の電算システムの主に改修等でございます。

主なものとしましては、社会保障・税番号制度システム改修委託に 1,080 万円、また、その段の一番下にあります IPK 内部情報システム構築委託に 2,974 万 5,000 円となっております。これは、現在役場のシステムがですね、主に財務とか給与、庶務、契約関係、文書等のシステムが古くなって更新時期になっておりましたので、この委託分をですね統一するために昨年からのシステムの構築を行っておりまして、今年度も 2,974 万 5,000

円を計上させていただいたところでございます。

それから、14節使用料及び賃借料でございます。6,445万8,000円計上致しまして、昨年より大幅に伸びております。これはシステム・ソフトウェア使用料となっておりますけれども、昨年、住民情報システム、戸籍関係の更新が終わりまして、この部分が大幅に伸びておるといったところでございます。

15節工事請負費でございます。203万5,000円計上致しました。ここも大きな減となっておりますけれども、これは先ほど言いました携帯電話エリア整備事業の終了に伴う減でございます。今年は主にネットワークの改修、それから支所移転等、対応工事を予定を見込んでおるところでございます。

また、18節備品購入費397万2,000円計上致しました。これは役場のパソコン、プリンターを毎年更新するために、備品購入費で計上させていただいてるものでございます。

それから、28節繰出金でございます。7,545万5,000円計上させていただきました。前年に比べて900万程度増となっておりますけれども、これは情報センター事業特会への繰出金でございます。情報センターの使用料等々の消費税改正等の関係で増加ということになりましたので、繰出金も増加ということになっております。

次に、62ページをお開きください。

12目国土調査費でございます。今年は8,163万7,000円計上させていただきました。前年度比では14.7パーセント、1,405万1,000円の大幅な減となっております。これはですね、ここ2、3年、地震津波の関係で大きく事業費を伸ばしておりまして、その関係で整理する必要が多く出てきましたので、26年度は若干事業費を縮小して調整したことによるものでございます。なお、26年度は新たに白田川地区に入ることになっております。場所とか調査面積につきましては、上川口郷が0.19平方キロメートル、909筆、上川口浦地区が0.13平方キロメートル、603筆、市野々川が2.41平方キロメートル、426筆となっております、合計2.73平方キロメートル、1,938筆の予定となっております。

次に、13目庁舎建設費でございます。2億4,226万4,000円計上させていただきました。2億2,798万1,000円の大幅な増加となっております。これは行政報告等でもありましたように、25年度で事業認可の事務手続きが完了しますので、26年度からは用地造成設計とか庁舎建設実施設計など、本格的に取り組むこととなったことによるものでございます。主なものは、64ページになりますけれども、委託料と公有財産購入費などとなっております。ご確認ください。なお、実施設計等に当たっては、設計委託等につきましてはプロポーザル方式を考えておるところでございます。

次に、64ページをお開きください。

ここは2項徴税費でございます。ここはほとんど例年と変わったことありませんが、26年度も1目の税務総務費の19節にですね、負担補助及び交付金で租税管理機構へ税等の徴収をお願いすることとしております。

ちょっと飛びまして、68ページをご覧ください。

選挙費でございます。1,724万9,000円で、対前年度比では589万2,000円の減となっておりますけれども、これは昨年、参議院選挙等が行われた関係で減となっております。なお、3目に黒潮町長選挙費ということで897万4,000円計上させていただきました。

72ページをご覧ください。

3款民生費でございます。20億6,246万2,000円計上させていただきました。前年度比では4.2パーセント、8,350万6,000円の大幅な増加となっております。この要因は、4月から消費税が8パーセントに引き上げられることになっておりますが、所得の低い方への負担の影響にかんがみ、暫定的、臨時的な取り扱いとして臨時福祉給付金、および子育て世帯臨時特例給付金が支給されることによるものでございます。

主なものを説明致します。

1 目社会福祉総務費でございます。3 億 4,220 万 2,000 円計上致しました。前年度比では 3,639 万 4,000 円、11.9 パーセントの増となっております。ここでは、7 節賃金 168 万 9,000 円計上致しております。これは臨時職員雇用賃金でございますけども、先ほど言いました臨時福祉給付金事務に必要な臨時を雇用する賃金でございます。2 人分を 6 カ月考えております。

次のページをご覧ください。

13 節委託料でございます。3,541 万 8,000 円計上致しました。主なものとしましては、今年度もあったかふれあいセンター事業委託と致しまして 3,140 万円。また、蜷川健康支援センター改修設計管理委託に 163 万円。そして、臨時福祉給付金事務システム構築委託に 200 万円となっております。

次に、19 節負担金補助及び交付金でございます。8,921 万 1,000 円計上致しました。主なものとしましては、黒潮町社会福祉協議会への補助金 3,131 万 4,000 円。これは昨年と同額となっております。また、障害者支援施設わかふじ寮改築事業補助金と致しまして 141 万 2,000 円を計上させていただきました。そして、先ほど来申し上げております臨時福祉給付金に 4,300 万円。臨時福祉給付金加算金と致しまして 1,000 万円を計上させていただきました。この臨時福祉給付金は、一人当たり 1 万円 で 4,300 人、また臨時福祉給付金加算金は 5,000 円でございます、2,000 人を見込んでおるところでございます。

続きまして、28 節繰出金でございます。1 億 8,535 万 8,000 円計上させていただきました。主なものと致しましては国民健康保険特別会計繰出金でございます、1 億 8,235 万 8,000 円となっております。昨年は 1 億 5,400 万でございますので 3,000 万増加というふうになっておりますけれども、これは冒頭町長が説明ありましたように国保会計の運営が大変厳しい状況で、国保税と一般会計からの繰出金を合わせて充当するというようになっております。

次に、78 ページをご覧ください。

6 目町民館運営費でございます。5,887 万 2,000 円計上させていただきました。前年度比では 40.7 パーセント、1,703 万 9,000 円と大幅な伸びとなっております。この要因は、佐賀町民館耐震改修工事を実施するためでございます。

主な節を申し上げます。81 ページをご覧ください。

15 節工事請負費 1,619 万円でございます。これは先ほど言いました、佐賀町民館改修工事費を実施するものでございます、耐震改修には 1,370 万 6,000 円、また併せて、外部の屋根等の改修を行うことで 248 万 4,000 円計上させていただきました。

そのほかの内容は、ほぼ前年と同様となっております。

次、7 目障がい者自立支援費でございます。3 億 2,505 万 3,000 円計上させていただきました。前年度比では 9.7 パーセント、2,881 万 6,000 円の増となっております。

次のページをご覧ください。

節で申し上げます。20 節扶助費 3 億 2,311 万 4,000 円でございます。内容は、障害者自立支援給付費が 2 億 6,900 万円となり、前年度比では約 1 億 9,000 万程度の増加。また、自立支援医療費が 4,230 万円となり、前年度比では 830 万程度の増加となっております。この増加の要因は、利用者の増加が見込まれているためでございます。

続いて、2 項老人福祉費、1 目老人福祉総務費でございます。6 億 1,554 万 9,000 円計上させていただきました。前年比では 4.7 パーセント、3,066 万 5,000 円の減となっております。

主なものを申し上げます。84 ページをご覧ください。

19 節負担金補助及び交付金の 2 億 908 万 3,000 円でございます。主な内容は、後期高齢者医療広域連合医療

給付費の負担金でございまして1億9,252万6,000円でございます。

次に、20節扶助費でございます。4,722万4,000円としております。これは、老人保護措置費の4,108万8,000円が主なものでございます。前年比としては、老人保護措置費が約1,000万強の減となっております。この要因はですね、施設利用者の減少によるものでございます。

それから、28節繰出金3億4,862万2,000円でございます。これはほぼ前年と同様でございまして、介護保険への特別会計への繰出金、それから後期高齢者医療保険への繰出金等となっております。

次に、3項児童福祉費でございます。6億4,423万2,000円。前年度比では6.2パーセント、3,763万4,000円の増となっております。この増の要因につきましては、佐賀保育所移転調査費に1,890万円、中央保育所太陽光発電に2,399万2,000円、子育て支給特例給付が約1,000万というふうになっております。

主なものを申し上げます。まず、1目児童福祉総務費でございます。3,311万9,000円計上致しました。対前年度比では51.2パーセント、1,121万5,000円増えております。これは、先ほど言いました子育て支援特例給付金の関係でございます。

87ページをご覧ください。

主なものを申し上げます。まず、13節委託料の253万2,000円でございます。ここでは、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託を、昨年に引き続きまして235万5,000円計上させていただきます。

次は、19節負担金補助及び交付金1,018万円でございます。ここでは、先ほど来申し上げました子育て世帯臨時特例給付金に1,000万計上致しております。対象児童一人当たり1万円でございます。1,000人を見込んでおります。

88ページをご覧ください。

3目児童福祉施設費でございます。4億3,646万5,000円計上させていただきます。前年度比では3.0パーセント、1,285万円の増となっております。この増の主な要因はですね、太陽光発電の設置によるものでございます。

主なものを説明致します。13節委託料でございます。889万円でございますが、ここに大方中央保育所再生可能エネルギー等導入設計監理委託で96万円組ませていただきました。いわゆる太陽光発電施設でございます。

90ページをご覧ください。

15節工事請負費2,399万2,000円でございます。ここで、先ほど来の大方中央保育所再生可能エネルギー等導入工事費を2,399万2,000円計上させていただきます。なお、この太陽光エネルギーの事業は国の100パーセント補助で行えるものでございます。

次、4目児童福祉施設建設費でございます。1,899万2,000円新たに計上させていただきます。これは南海トラフ地震対策として喫緊の課題となっております佐賀保育所の移転を早期に整備するために予算化したものでございまして、今年度はまず13節委託料と致しまして1,890万を予定しております。内容は、説明欄にありますように佐賀保育所移転基本計画策定業務委託に993万6,000円、佐賀保育所移転敷地測量委託に410万4,000円、佐賀保育所移転敷地地質調査委託に486万円などとなっております。

次、93ページをご覧ください。

4款衛生費でございます。6億5,182万9,000円計上させていただきます。前年度比では17パーセント、9,453万円の大幅な増加となっております。これは拳ノ川にあります保健センターへの太陽光発電の整備と、国保直診会計への繰出金を移行してきたものによる増加でございます。

主なものを申し上げます。1項1目、保健衛生総務費でございます。6,664万8,000円、636万5,000円の増となっておりますが、主なものを申し上げます。

次のページをご覧ください。94 ページになります。

7 節賃金に 438 万 4,000 円計上させていただいておりますけれども、保健師の産休代替等でございます。

また、13 節委託料では 40 万計上させていただいておりますが、委託料はですね、この前の保健福祉センターの改修工事設計委託料でございます。また、15 節工事請負費 400 万はこれに伴う工事費でございまして、トイレ等の改修となっております。

97 ページをご覧ください。

4 款母子保健費でございます。3,970 万 6,000 円計上致しました。前年度では 271 万円の減額となっております。内容的にはほぼ昨年と同様でございますが、ここで引き続き中学生までの医療費無料化を実施することとしております。

次に、98 ページの 5 目保健センター費でございます。4,272 万 7,000 円計上致しました。前年度比では 4,061 万 6,000 円と、大幅な増額となっております。これは、先ほど説明致しました拳ノ川の保健センターに再生可能エネルギー事業を導入して、太陽光発電施設を整備することによるものでございます。

主なものは、13 節委託料 182 万円。ここにですね、設計委託料を 116 万 4,000 円計上させていただきました。

また、15 節工事請負費に 3,910 万円、工事費として計上させていただきました。

次に、100 ページになります。ご覧ください。

6 目環境衛生費でございます。7,274 万 9,000 円計上致しました。2,187 万 6,000 円の大幅な、ここも増加となっております。この要因は、水道事業特別会計への繰出金の増によるものでございます。

主なものを申し上げます。19 節負担金補助及び交付金 1,470 万 8,000 円でございます。内容は、額は小さいですけども黒潮 AI 普及推進補助金として 25 万円。また、例年のとおり合併浄化槽設置整備事業補助金として 1,439 万円計上しております。なお、合併処理浄化槽設置につきましては、今年度は 5 人槽を 18 基、7 人槽を 19 基、10 人槽を 1 基の見込みを立てております。

また、28 節繰出金 5,390 万 9,000 円でございますが、対前年度で 2,000 万程度増えております。これはですね、昨年、鈴熊野浦簡易水道を整備しておりますが、この事業費が 24 年度の国の補正を受けて前倒しで取り組んだことに対する地域の元気臨時交付金が公布されたことによりまして、一般会計から水道会計へ繰出金として計上したものでございます。

102 ページをご覧ください。

7 目診療所費でございます。3,689 万 8,000 円計上させていただきました。前年度比では 3,521 万 5,000 円と大幅な増加となっておりますけれども、これは国保直診会計のですね繰出金を社会福祉総務費からこの目に移行したことによるものでございまして、内容的には変わっておりません。

次に、2 項清掃費の 2 目の塵芥処理費でございます。2 億 2,671 万 8,000 円計上させていただきました。312 万 8,000 円の増となっております。内容的にはほとんど変わっておりませんけれども、13 節の塵芥収集と 19 節の一部事務組合への負担金が主な内容となっております。またご確認を願ったと思います。

次に、3 目し尿処理費でございます。8,562 万 5,000 円計上致しました。前年度比 551 万 5,000 円の減額となっております。この内容は、し尿処理施設の運営費となっております。特に変わった点はありませんが、11 節需用費の修繕料が、昨年、3 年と 5 年に 1 回の大きな修繕をした関係でですね、26 年度は 1,270 万程度の減となり、修繕料として需用費に 1,801 万 4,000 円を計上致したところでございます。

続きまして、5 款労働費でございます。1 億 3,963 万 3,000 円、対前年度で 31.8 パーセント、6,508 万 3,000 円の大幅な減額となっております。この要因につきましては、県の緊急雇用創出特例基金事業が廃止されたことによるものでございます。

主なものを申し上げます。次のページ、106ページをご覧ください。

2目雇用対策基金事業費でございます。1億1,164万5,000円を計上致しました。最前年度で6,761万1,000円の大幅な減額となっております。これは先ほど説明致しました、県の緊急雇用基金事業が廃止になったことによるものでございます。ですが、今年度も企業支援型雇用創造事業とふるさと雇用事業を活用することとしておりまして、雇用確保に努めたところでございます。このことによりまして、49人の雇用を創造する予定でございます。

次に、6款農林水産業費でございます。5億7,025万円計上させていただきました。対前年比では2億1,459万8,000円の大幅な減となっております。これは、昨年農業公社が立ち上がりましたのでその関係と、ハウス整備事業の関係でございます。

まず、1目農業委員会費でございます。2,154万4,000円計上させていただきました。前年度比では39パーセント、605万1,000円の増加となっております。この節の内容につきましてはほぼ前年と変わっておりませんけれども、新たに13節、次のページになりますけれども、13節委託料に628万6,000円を計上致しました。これは国の指導等を受けまして、農家台帳システムの改修を行うものでございます。

次に、3目農業振興費でございます。9,709万4,000円計上させていただきました。前年度比では39.8パーセント、1億4,714万1,000円と大幅な減となっております。

主なものを申し上げます。次のページをご覧ください。

この減の要因は、先ほど言いましたようにレンタルハウス整備事業の関係でございます。

まず、13節委託料の666万円でございます。これは地域の物流等支援事業委託となっておりますが、いわゆる庭先集荷事業でございまして、26年度も引き続き実施する予定でございます。が、26年度は1ルート減に致しまして6ルートとして、集荷者人数も1名減として取り組むこととしております。

続いて、19節負担金補助及び交付金に8,488万5,000円計上致しました。この負担金補助及び交付金が約1億円減となっておりますけれども、これが先ほど言いましたレンタルハウス等、それから農業公社ハウス整備事業が終了したことによる影響でございます。内容的には、ハウス整備事業費に今年も450万円、それから環境保全型農業推進事業に304万3,000円、下の方にいきまして、レンタルハウス整備事業補助金に3,212万円。今年は3件程度に見込んでおります。また、中山間地域等直接支払交付金が1,955万4,000円、新規就農者研修支援事業費として737万5,000円、それから青年収納給付金と致しまして1,425万円、黒潮町菌茸機械・施設整備事業補助金と致しまして100万円などを予定しているところでございます。

次に、113ページをご覧ください。

2項林業費でございます。9,187万9,000円、254万9,000円の増となっております。

まず、1目林業総務費でございます。797万円を計上致しました。

主なものを説明致します。114ページをご覧ください。

ごめんなさい。ここの部分は、林業総務費はほぼ職員の人件費等でございますので変わっておりません。

次に、114ページの1目林業振興費でございます。8,313万9,000円計上致しました。前年度比で8.1パーセント、623万8,000円の大幅な増加としております。これは、住民の皆さんからの多くの要望があります有害鳥獣対策の拡充強化を図ることとしたものでございます。

主なものを説明致します。7節賃金に215万円。これは、有害鳥獣対策が大変事務的に広がっておりまして、臨時職員を1名雇用するものでございます。

次に、8節報償費でございます。877万円計上させていただきました。ここで主なものでは、有害鳥獣捕獲報奨金845万5,000円でございます。前年は338万5,000円でございますので、約500万の増加となっております。

ます。ちなみに、今年度の捕獲報奨金には、イノシシは通常分が700頭、上乗せ分が500頭、それからサルが2頭、ハクビシンが50頭、カラス50羽、シカが40頭、上乗せ分が30頭。そして今年度はアナグマとタヌキを新規として計上しておりまして、アナグマが20頭、タヌキが20頭の予定でございます。

続いて、18節備品購入費13万5,000円でございます。ここに捕獲檻13万5,000円計上させていただきます。これは小動物用のおりを5個構える予定でございます。

19節負担金補助及び交付金4,550万8,000円でございます。

主なものを申し上げます。補助交付金で、木質資源利用促進事業費補助金でございます。これは佐賀温泉が整備致します木質ペレット、まき、ボイラーへの補助金でございます。1,500万となっております。これは県のトンネル補助となっております。それから、例年のとおり森林整備地域活動支援交付金が1,354万8,000円、また鳥獣被害防除対策事業費補助金が600万円。これは、檻、電気柵等の補助金でございます。また、有害獣捕獲檻整備事業費補助金としまして150万円計上致しました。これ、30基を予定しております。そして、狩猟免許取得補助金153万9,000円計上しております。これは約165人分に相当するものでございます。そして、新たに猟犬治療費補助金と致しまして20万円計上させていただきます。また、新規狩猟者確保事業費補助金と致しまして36万円計上させていただきます。

次、117ページをご覧ください。

3項水産業費、2目水産業振興費でございます。1億9,734万8,000円計上させていただきます。前年度比では24.3パーセント、6,348万1,000円の大幅な減となっております。この要因は、佐賀地区漁業集落環境整備を進めております避難道等の整備の減少によるものでございます。

主なものを節で説明致します。次のページをご覧ください。

13節委託料885万6,000円でございます。ここでは、中ほどに佐賀地区漁業集落環境整備事業実施測量設計委託として800万円計上させていただいております。

また、15節工事請負費に9,520万円計上致しております。これは佐賀地区漁業集落環境整備工事で9,400万、入野漁港冷凍冷蔵施設更新工事で120万円としております。

次、17節の公有財産購入費でございます。300万円計上させていただきます。これは佐賀地区漁業集落環境整備の工事用地でございます。

また、19節負担金補助及び交付金3,745万1,000円でございます。

主なものを申し上げます。種子島周辺対策事業補助金で1,285万8,000円。これは主に通信システムの設置費でございます。そして、漁業生産基盤維持向上事業費補助金で510万7,000円。これは上川口給油施設撤去とか、活餌、小割への補助金でございます。また、今年度も種苗放流事業と致しまして403万円を計上致しました。ハマグリ1,500キロ、イサキ1万匹、ヒラメ3万尾を予定をしております。また引き続き、カツオ水揚げ促進事業補助金500万円を計上させていただきます。これは佐賀漁港へ水揚げした場合に、水揚げ額の1パーセントを補助するものでございます。また、新規漁業就業者支援事業補助金と致しまして183万円を計上させていただきます。

次、120ページをご覧ください。

22節補償補填及び賠償金です。1,500万円でございますが、これも佐賀地区漁業集落環境整備工事に伴う補償費でございます。

それから、3目の漁業漁場整備事業費でございます。5,501万5,000円計上させていただきます。前年度比では1,156万3,000円と大幅な減となっております。

主なものは、15節工事請負費1,650万円でございます。これは入野漁港しゅんせつ工事でございますが、昨

年計上させていただいておりましたけれども、調整の関係で25年度に繰り述べたということでございます。

また、19節負担金補助及び交付金で2,336万9,000円でございます。主なものは、県工事の公共工事負担金で2,080万円でございます。この工事は、主に佐賀漁港、田野浦漁港の改修となっております。

次、122ページをご覧ください。すいません、長くなって申し訳ございません。

7款商工費でございます。1億2,877万8,000円計上致しました。前年度比では4.4パーセント、597万4,000円の減となっております。

主なものを申し上げます。1項1目、商工総務費でございます。2,855万9,000円計上致しました。ここでは40.8パーセント、1,967万3,000円の大幅な減となっております。この大きな要因は、職員の人件費をです、4目の産業推進費に移行したものでございます。

主なものは19節の負担金補助及び交付金でございます、ここが大きく減少しております。昨年は大規模公園工事負担金として計上しておりましたけれども、今年度は工事が無いということで計上しておりませんので大幅な減となっております。

それから、2目商工振興費でございます。3,732万円計上致しました。前年度比で81.7パーセント、1,678万1,000円の大幅な増となっております。この要因は、下田の口にあります共同作業所の空調施設を整備することによるものでございます。

主なものを節に基づいて説明致します。まず、13節委託料479万8,000円でございます。ここに共同作業場改修工事設計監理委託費として125万円計上させていただきました。先ほどの共同作業場の設計委託等でございます。

次のページをご覧ください。

道の駅指定管理委託で218万円を計上させていただきました。これは新たに佐賀の道の駅のトイレ、駐車場等の管理をしていただくために、管理委託として計上したものでございます。

それから、15節工事請負費1,329万円でございます。これは先ほど言いました共同作業場改修工事でございます、今年度は大方共同作業所が1,000万円、長瀬地区の共同作業所が100万円、佐賀共同作業所が229万円となっております。

次に、3目観光費でございます。2,222万5,000円計上させていただきました。前年度で29.4パーセント、925万8,000円の大幅な減額となっております。これは、はた博終了による減額でございます。

主なものを節で説明致します。13節委託料1,526万5,000円でございます。今年も観光振興事業委託費として1,000万円計上させていただきました。これはNPO砂浜美術館に委託するものでございます。例年のとおりでございます。また、引き続き高知ファイティングドッグス公式戦委託に175万3,000円計上させていただきました。

次、19節負担金補助及び交付金でございます。ここが減少はしておりますけれども、昨年はた博をやりましたけれども、引き続き幡多地域観光振興キャンペーンということで、今年もです、やりたいということで157万3,000円負担金を計上させていただきました。

次のページをご覧ください。

補助交付金で、観光イベント育成振興事業費補助金100万円でございます。これは昨年行いました、黒潮町まるごと産業祭への100万円でございます。これも100パーセントの補助事業となっております。

続きまして、4目産業推進費でございます。4,067万4,000円計上させていただきました。前年度比617万6,000円の増となっております。

主なものを申し上げます。まず、13節委託料858万1,000円でございます。ここは引き続き、新産業創造事

業への委託でございます。821万8,000円。

また、15節工事請負費300万でございます。ここは缶詰工場の保管庫とセキュリティー工事に300万計上致しました。保管庫は面積が約24平米程度を考えております。

18節備品購入費で700万計上させていただきました。巻き締め機を増加するために、1台700万計上させていただきました。

19節負担金補助及び交付金でございます。784万6,000円計上させていただきました。これも新産業創造事業への補助金でございますが、引き続きメニュー策定や商品企画、調理指導、販売方法などをアドバイスを受けるために補助をするものでございます。

次、128ページをご覧ください。

8款土木費でございます。4億212万8,000円と致しました。前年度比では63.3パーセント、6億9,283万6,000円の大幅な減額となりました。この減額の大きな要因は、さが道の駅の終了、また入野駅前多目的広場整備事業の見直しと、併せて道路整備や都市防災整備事業などの社会資本総合整備事業を骨格予算としたことによるものでございます。

主なものを申し上げます。1目土木総務費でございます。7,170万4,000円計上致しました。前年度比で21.5パーセント、1,965万円の減額となっております。

主なものを申し上げます。15節工事請負費2,150万円でございます。これは地域整備事業工事費でございます。今年度もですね、2、3年ずっと防災関連で町道整備等を大幅に進めておりますので、今年も若干減らさしていただいております。通常3,000万円計上しておりましたけれども、今年は昨年と同様の2,250万とさせていただきます。工事請負費は2,150万となっておりますけれども、委託料に地域整備事業測量委託ということで100万計上しておりますので、合わせて225万ということになります。

それから、19節負担金補助及び交付金2,567万5,000円でございます。主なものは県道路整備工事等負担金でございます。2,540万計上させていただきました。

続いて、2項道路橋梁費に1目道路橋梁維持費でございます。4,161万8,000円計上させていただきました。前年度比で58パーセント、1,527万3,000円の増加となっております。この要因はですね、職員の人件費を移行したことにより減額となっております。

主なものは、次のページになりますけれども15節工事請負費で、町道維持管理費を増額しております。

次に、2目道路新設改良費でございます。2億651万2,000円計上致しました。前年度比では1億6,286万6,000円と、4倍強の大幅な増加となっております。

主なものを説明致します。次のページになりますけれども、13節委託料8,368万2,000円でございます。これは、道路等の測量設計委託に7,700万円、のり面、構造物の点検委託費に500万円、発注支援業務委託として100万円を計上させていただきました。

また、15節工事請負費に8,740万円計上させていただきました。これは先ほど言いました道路測量等設計委託と関連してございまして、個所数等につきましては皆さまのお手元に資料をお配りさせていただきましたので、また確認をお願いしたいと思います。

それから、続きまして3項河川費、2目がけくずれ対策でございます。3,243万6,000円計上致しました。前年度比では101万と大きくは増加はしてはおりませんが、内容はですね、15節工事請負費2,300万円でございます。これは、がけくずれ住家防災対策事業工事費でございます。例年のとおり4件ほど見込んでですね、2,300万計上させていただきました。この中には、町単独が300万程度含まれております。このがけくずれ住家防災対策は、今のところ4件ほど見込んでおりますけれども、災害等が多く発生すればですね、今後また補正対応を

させていただきたいと思っております。

続きまして、5項都市計画費でございます。3,822万4,000円で、前年度比95.7パーセント、8億4,499万1,000円の大幅な減額となりました。これは先ほど言いましたように、都市計画環境整備事業の減少に伴うものでございます。

まず、1目の都市計画総務費でございます。1,925万4,000円計上させていただきました。前年度比44.3パーセント、1,529万9,000円の減となっております。これは、職員の人件費を道路橋梁維持費へ移行したことによるものでございます。

主なものは、15節工事請負費110万円でございます。これは白石団地造成後の補修工事が110万となっております。

次、136ページをご覧ください。

2目都市環境整備事業費でございます。1,666万6,000円計上致しました。前年度比78.0パーセント、8億3,013万9,000円の大幅な減となっております。この要因は、さが道の駅の整備終了に伴うものや、入野駅前多目的広場整備事業の見直し、併せて道路整備事業を骨格予算としたことによるものでございます。

主なものを申し上げます。15節工事請負費130万でございます。これはさが道の駅の付帯工事として130万円。また、19節負担金補助及び交付金で400万円。これは老朽住宅除去事業でございまして、4件を見込んでおります。

次に、138から139ページをご覧ください。

9款消防費でございます。8億8,343万7,000円計上致しました。前年度比では1億185万円の大幅な減額となっております。

主なものを申し上げますと、1項消防費、2目非常備消防費でございます。5,215万1,000円計上致しました。前年度比では1,282万8,000円の減となっております。これは、職員の人件費を4目消防費へ移行したことによるものでございます。冒頭にも説明がございましたが、消防団員の処遇改善を目的として、消防団員の年報酬を一人当たり1万円アップするとともに、費用弁償を一人当たり1,000円アップしたことになっております。従いまして、1節報酬費で1,084万8,000円計上致しました。主なものが、消防団員の報償費でございます。

次に、140ページをご覧ください。

3目消防施設費でございます。1,570万8,000円と致しました。ほとんど昨年とは変わっておりませんけれども、消防団および消防屯所等の運営管理費でございます。

次に、4目防災費でございます。6億1,059万4,000円計上致しました。最前年度比では1億685万円の大幅な減額となっております。

この減は骨格予算としたことによるものでございますが、主なものを説明致します。次のページをご覧ください。142ページでございます。

7節賃金976万6,000円でございます。これは臨時職員の雇用賃金でございますが、今年度も引き続き、用地関係で4人分雇用をする予定でございます。

また、11節需用費に680万6,000円計上致しました。主なものは消耗品費で610万6,000円でございます。これは備蓄用品でございまして、非常食とか飲料水、毛布等々でございます。

それから、13節委託料7,492万1,000円でございます。主なものは、高台移転調査委託に700万円、津波シミュレーション作製委託に500万円、また、木造住宅耐震委託に56万1,000円。これは17戸分になります。補正と合わせますと、補正が43戸でございますので、合わせて60戸になります。また、津波避難路設計委託費に2,600万円。これは約50本の避難路を予定をしております。また、発注者支援業務と致しまして3,262

万円。

次に、15 節工事請負費でございます。4 億 8,200 万円計上致しました。ここは昨年と比べて大幅に落ちておりますけれども、引き続き避難道等整備工事を 4 億 5,500 万。これは 50 カ所程度でございます。それから、防災倉庫整備工事が 20 カ所程度で 2,000 万となっております。場所等はまた決まっておりませんので、50 カ所と 20 カ所程度ということでご了承承りたいと思います。今後の設計によって若干変わってくるというところがございますので、ご理解賜りたいと思います。

また、18 節備品購入費 146 万 8,000 円でございますが、今年も AED を 2 台買うことにしておりますして 62 万円。今年は大井川と御坊畑地区に配備する予定でございます。

次のページをご覧ください。144 ページでございます。

19 節負担金補助及び交付金でございます。1,213 万 4,000 円計上致しました。主なものは、下の方にあります木造住宅耐震改修工事費補助金 720 万円でございます。これは 8 戸分でございます。15 年の補正で 15 戸計上しておりますので、合わせて 23 戸になる予定でございます。また、木造住宅耐震改修設計費補助金は 160 万円。これも 8 戸を予定しておりますして、補正と合わせますと 23 戸になります。また、ブロック塀対策費補助金と致しまして 180 万円。これは 9 件を考慮しておりますして、補正と合わせますと 29 件となる予定でございます。

22 節補償補填及び賠償金は 300 万 1,000 円でございますが、これは津波避難道整備に当たりまして、NTT の電力の電柱等々の移転が生じてまいりますので、その補償費でございます。

次に、10 款教育費でございます。6 億 2,049 万円計上致しました。前年度比 5,818 万円の大幅な減額となっております。これは主に、田ノ口小学校の校舎の耐震改修が終了したことによるものでございます。

主なものを申し上げます。1 項教育総務費、2 目事務局費でございます。1 億 3,248 万 2,000 円計上致しました。前年度比 785 万 3,000 円の減となっております。この要因は、ここもですね、職員の人件費を他の項目へ移行したことによるものでございます。内容的には、新規事業と致しまして町独自で小中学校の防災教育のさらなる充実強化を目指すこととしておりまして、冒頭でも説明致しましたように、昨年の防災講演でお世話になりました群馬大学の片田先生を中心と致しました IDA 社会技術研究所にお願いすることとしております。全体事業費は 901 万 7,000 円となります。

主なものを申し上げます。報酬費 1,009 万 3,000 円でございます。ここに教育研究所研究員 197 万 1,000 円計上致しております。これは先ほど来説明した、防災教育を体系化するために職員 1 名雇用するものでございます。

次のページをご覧ください。146 ページでございます。

8 節報償費 267 万 1,000 円でございます。ここに講師謝金で 263 万 6,000 円計上させていただきました。このうちに片田先生の分が 120 万円組まれております。

また、9 節旅費 471 万 5,000 円でございますが、普通旅費 237 万 2,000 円のうち、先ほどの片田先生にかんする防災教育として 154 万 9,000 円。また、費用弁償の 156 万 1,000 円のうち 112 万 3,000 円となっております。

それから、11 節需用費 371 万 2,000 円でございます。ここで消耗品費に 295 万 9,000 円計上しておりますが、ここでも防災教育のために 100 万円を含めております。これは小学校、中学校、各校に 10 万円ずつ配布する予定でございます。

次に、13 節委託料でございます。3,766 万 7,000 円計上致しました。ここは主にスクールバスの運行委託、5 ルートで 2,065 万円となっております。内訳はそれぞれご確認ください。また、放課後子ども教室事業委託と致しまして 1,267 万 3,000 円。これは例年のとおりでございます。また、新規事業と致しまして防災教育研究

支援委託費として216万円。これが先ほど言いました IDA 社会技術研究所への委託でございます。

149 ページをご覧ください。

3 目少年補導育成センター費でございます。997 万 8,000 円計上致しました。前年度比 222 万 9,000 円の増となっております。内容的には前年とほとんど変わっておりません。少年補導センターの運営費となっておりますが、増の要因はですね、18 節で備品購入費 210 万円計上したことによるものでございます。これは公用車を購入するものでございます。

次に、150 ページをご覧ください。

2 項小学校費、1 目学校管理費でございます。1 億 6,859 万 6,000 円計上致しました。前年度比 20.5 パーセント、4,354 万円の大幅な減となっております。これは田ノ口小学校の耐震補強改修工事が終了したことによるものでございます。しかし、引き続き田ノ口小学校につきましては、屋内運動場の耐震補強工事を実施することとしております。このことにより、この田ノ口小学校の屋内運動場の耐震補強改修工事が終わればですね、全校の耐震補強工事が完了することになります。

主なものを申し上げます。152 ページをご覧ください。

13 節委託料でございます。1,332 万円。これは、先ほど言いました田ノ口小学校屋内運動場耐震補強改修工事の設計管理委託に 500 万円でございます。

また、15 節工事請負費 5,705 万円でございます。ここに田ノ口小学校の屋内運動場の耐震補強改修工事 4,000 万計上しております。また併せて、小学校校舎空調整備工事に 505 万円、それから入野小学校校舎の屋上防水工事に 1,200 万円となっております。

次が、2 目教育振興費でございます。3,732 万 6,000 円計上致しました。対前年度比で 19.8 パーセント、618 万 2,000 円の大幅な増となっております。

主なものは、7 節賃金 1,978 万 8,000 円でございます。これは重点目標にも掲げておりますけれども、教育向上を図るために学習支援員と図書館支援員を配置する事業でございます。25 年度まではですね、緊急雇用創出臨時特例基金等を活用しておりますので、今年度はこの部分が若干増加をしております。学習支援事業費に 1,354 万 5,000 円、これは 8 人分でございます。それからまた、学校図書館支援員配置で 624 万 3,000 円、これは 3 人分となっております。

次に、155 ページをご覧ください。

学校管理費でございます。3,286 万 3,000 円計上致しました。前年度比 2,047 万 5,000 円と大幅な減となっておりますけれども、これは旧佐賀保育所の解体工事が終了したことによるものでございます。

次、ちょっと飛びますけれども 165 ページまでいってください。

7 目文化振興費でございます。483 万 7,000 円計上致しました。267 万 5,000 円と、額で見たらそう多くありませんけれども、前年度比では 2 倍以上というふうに大幅な増加となっております。これはですね、町史編纂事業に今年度から取り組むこととしたためでございます。

13 節委託料をご覧ください。206 万 2,000 円でございます。ここにですね、黒潮町史編纂業務委託として 233 万 5,000 円を計上致しました。この編纂には多くの時間がかかりますが、できればですね 3、4 年程度でまとめていければと考えております。

次、168 ページをご覧ください。

2 目学校給食費でございます。1 億 2,271 万 7,000 円計上致しました。前年度比 373 万 4,000 円の増となっております。内容的にはほとんど変わっておりません。学校給食運営費を計上しております。

次の 170 ページをご覧ください。

ここに15節工事請負費460万計上しておりますが、これは佐賀学校給食センターのボイラーが古くなりまして取り換えを必要となりましたので、440万円計上したものでございます。

次、11款災害復旧費でございます。9,175万9,000円計上致しました。前年度比では3.8パーセント、335万4,000円の増となっております。ここでは335万4,000円増となっておりますが、これは農林水産業施設および公共土木施設がそれぞれ災害対応にできるように枠取り予算としたものでございます。

173ページをご覧ください。

ここには2項の公共土木施設過年発生災害復旧費に2,207万計上させていただきました。これは、実は25年度にもですね現年発生復旧費として計上しております。しかしこれは、いうことで重複しておりますけれども、理由はですね平成25年度の補助枠が不明なことがありまして、25年度で事業が消化できなかったらいいませんのでここに予算を計上しておるもので、25年度予算ですべて対応できるということになれば、この予算は補正で減額させていただくことになります。

次に、12款公債費でございます。11億7,287万8,000円計上致しました。前年度比で548万円の減額となっております。この減額の要因は、ここ2、3年ですね町債を繰上償還したことによるものです。このように公債費は減少しておりますけれども、ここ何年か事業が大幅に拡大しておりまして、それに伴い町債の借入金も大変多くなっておりますので、今後は町債の償還が増加してくることが予想されておりまして、町債の管理には十分注意していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

次、174ページをご覧ください。

13節予備費でございます。本年度は1,082万円計上させていただきました。これは、端数の関係は調整するというので1,082万円計上させていただいております。合わせて86億600万というふうになっております。

175ページ、次のページからは給与明細書、また181ページには地方債にかんする調書を、そして182ページには債務負担行為にかんする調書を載せておりますので、またご確認をお願いしたいと思います。

それでは、続いて歳入を説明致しますので、14ページにお戻りください。

まず、1款町税でございます。7億8,092万7,000円計上させていただきました。前年度比1.3パーセント、970万4,000円の増加となっております。これは、個人町民税は景気の低迷、納税者の減少で498万ほど減額となっておりますけれども、固定資産税が昨年評価替えた関係で若干増えておりますし、またたばこ税が改正されたことによってですね、848万1,000円増加したことによるものでございます。

また、2款地方譲与税から、次の17ページの9款地方特例交付金まではですね、県の試算見込みによって計上しておるものでございます。

次に、10款の地方交付税でございます。17ページでございます。今年39億計上させていただきました。前年度比では2,000万円、0.5パーセントのアップというふうになっております。この地方税につきましては、国の試算ではですね、地方交付税の出口ベースでは約0.2兆円の減少となっておりますけれども、本町はですね、先ほど冒頭にも説明がありましたけれども人件費の算入が復元したこと、そして近年の町債借入金の増大に伴って公債費に対して算入される交付税が増加したことによるもので、普通交付税を0.5パーセントアップとしておるところでございます。

それから次のページ、18ページ。

12款分担金及び負担金でございますけれども、9,358万6,000円と致しました。前年比では1,278万4,000円の減となっております。これは各事業の減少による影響でございます。

次、13款使用料及び手数料でございます。1億188万1,000円計上致しました。前年度比で321万8,000円の減となっております。これも事業等の関係もございしますが、縫製施設の使用料を減免していることとか、指

定管理の関係で道の駅の使用料を諸収入に移行したことによるものでございます。

次が23ページでございます。

14 款国庫支出金5億1,811万4,000円計上致しました。前年度比では3億1,532万1,000円の大幅な減額となっております。これは地域の元氣臨時交付金が終了したこと、都市防災事業を骨格予算としたことなどによる減額でございます。

それから26ページをご覧ください。

15 款県支出金でございます。11億3,816万円とするものでございます。対前年度では7,716万9,000円の増加となっております。これの要因はですね、平成25年度に津波道の整備を多くしたことにより、県の津波等加速化交付金が増加したものでございます。そのほかは、事業の関係で減少したのもございます。

次、32ページをご覧ください。

16 款財産収入でございます。1,463万5,000円計上致しました。ほぼ前年並みとなっております。ここでは基金利子等が若干多くなっております。

次、34ページをご覧ください。

18 款繰入金でございます。3億6,673万9,000円計上致しました。対前年比では8,846万8,000円の大幅な増加となっております。これは、財政調整交付金は4,848万4,000円の減少となっておりますけれども、26年度の当初ではですね、財源不足が生じたために2億2,452万6,000円を繰り入れすることと致しました。

また今年度はですね、4目の施設等整備基金繰入金に1億1,580万円計上しております。これは、地域の元氣臨時交付金を昨年積み立てておりますが、26年度にすべて償還が必要でございますので、ここに繰り入れに計上しております。

また、新しいまちづくり基金繰入金も1,370万計上させていただきました。

19 款繰越金でございます。1,000万円計上致しました。これは例年のとおりでございます。

それから、20 款諸収入1億5,018万3,000円計上させていただきました。前年度比では4,075万6,000円の大幅な減となっておりますけれども、これは農業公社への貸付金が終了したことによるものでございます。

次に、41ページをご覧ください。

21 款町債でございます。13億2,430万円計上致しました。で、前年度比で4億1,620万の大幅な減となっております。これは骨格予算にしたことによるものでございまして、今後の補正対応ということになるかと思っております。

9ページへお戻りください。

ここは第2条関係で、第2表債務負担行為でございます。26年度も昨年同様、商工経営資金に8,000万円、水産業経営資金に1億2,000万円、黒潮町学校給食センター調理等業務委託に3,806万円、債務負担行為を計上致しました。

次に、10ページをご覧ください。

第3条関係で、第3表地方債でございます。平成26年度は、臨時財政対策債の2億7,300万から過年補助災害復旧事業債620万円まで、合わせて13億2,430万円を限度としております。この金額は、先ほど40ページの町債と合致しているものでございます。

以上で、大変長くなりましたけれども、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

この際、3時25分まで休憩します。

休憩 15時 08分

再開 15時 25分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を続けます。

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

それでは、続きまして議案第141号、平成26年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてご説明を致します。

薄茶色の予算書となります。1ページをお開きください。

この予算の歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ698万6,000円となっております。前年度当初予算と比較しまして103万円の減額となっており、この主な理由につきましては、公債費および現年度貸付金の償還が進んできたことによる減額となっております。

それでは詳細につきまして、歳出事項明細書から説明を致します。8ページをお開きください。

1款総務費、1項1目の償還推進事業費は136万5,000円を計上し、28節の一般会計繰出金の調整により、昨年より40万6,000円の減となっております。

次に、2款公債費は532万1,000円を計上しており、前年度比で62万4,000円の減額となっております。元金、利子共の減となっており、償還が進んできたことによるものとなっております。

予備費につきましては、前年度同様に30万円を計上しております。

次に、歳入の方に移ります。6ページにお返りください。

1款県支出金、1項1目、住宅新築資金等貸付助成事業費県補助金につきましては、昨年並みの25万2,000円を見積もっております。

2款繰入金および3款繰越金につきましては、1,000円予算としております。

4款諸収入は673万2,000円を見積もっております。

内訳としまして、1項貸付金元利収入、1目1節、貸付金の現年度分元金として325万円、3節に滞納繰越分元金として280万円を、その利子分として2節および4節にそれぞれ26万円および42万円を、これまでの回収率等を勘案致しまして見積もっております。

この会計は、ご存じのとおり貸し付けは現在ありませんので、貸付金の回収が主なものとなっております。今後とも償還相談の積み重ねによりまして、未納分の回収に力を入れていきたいというふうに考えております。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは、私の方から議案第142号、平成26年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書は101ページになります。予算書は、少し濃い青色の予算書になります。

1ページをお開きいただきたいと思います。

この予算の歳入歳出の総額は、それぞれ3,010万5,000円としております。対前年比で312万円の減であります。

内訳についてご説明致します。8ページをご覧いただきたいと思います。

26年度の貸し付けの見込みは、継続貸付を高校で5名の120万円、大学で45名の1,644万円、新規の貸し付けを高校で14名の336万円、大学生を25名の900万円。計3,000万円の貸し付けを予定しております。

それにつきましての収入でございますけれども、6ページをご覧いただきたいと思います。

貸付金の返還につきましては1,513万2,000円を予定しております。その不足分の1,491万2,000円を基金からの繰り入れとしております。

以上、ご審議をお願い致します。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

続きまして議案第143号、平成26年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

議案書は102ページになります。予算書はサーモンピンクの予算書でございます。

1ページをお開きください。

第1条でございます。歳入歳出総額は、歳入歳出それぞれ15億6,179万8,000円とするとございまして、5ページをお開きください。

ここには対前年の数値を計上してございまして、対前年比で8,004万2,000円、率にしてマイナスの4.9パーセント減額となっております。

この主な要因につきましては、9ページをお開きください。

9ページには給与費明細書を添付してございますけれども、ここには特別職の給与費で193万8,000円の増額となっております。

ページを1つめくっていただいて、10ページには一般職の給与費明細書を添付してございます。

そこで総括の中の職員数の欄をご覧いただきますと、対前年の比較で7名の減となっております。そうしたことで、給与費の合計は8,198万円の減額となっております。これが一般職の職員数の減が主な要因となっております。

以下に給与明細書を添付してございますので、ご確認をお願い致します。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

続きまして議案第144号、平成26年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明を致します。

黄色の予算書となります。1ページをお開きください。

この予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億8,879万9,000円となっております。前年度当初予算と比較しまして2,000万6,000円の増額となっており、この主な要因は歳出の療養給付費や後期高齢者支援金の増によるもので、歳入においては、先ほど提案を致しました税率改正による国保税と一般会計からの繰入の増などで対応することとしております。

それでは詳細につきまして、まず歳出事項別明細書から説明を致します。16ページをお開けください。

1款総務費は6,588万9,000円で、前年度比159万6,000円の増となっております。

1項1目、一般管理費6,101万円は前年度比で65万5,000円の増額となっており、制度改正に伴うシステム

改修費の増が要因となっております。内容としましては、職員の給与等、またレセプト点検等の事務経費、および国保直診会計への繰出金を計上しております。

17 ページになりまして、2 目連合会負担金としては昨年同様の 178 万 1,000 円を計上しております。

2 項 1 目、賦課徴収費は 287 万 7,000 円となっております、これもシステムの保守料等の事務経費および制度改正によるシステム改修費を計上しております。

18 ページとなります。

2 款保険給付費は 12 億 9,906 万 5,000 円で、前年度比 882 万 5,000 円の増となりました。

1 項療養諸費で、平成 26 年の年齢構成や被保険者数、過去 3 カ年の給付実績により、一人当たりの給付費により推計を致しまして、1,132 万 2,000 円の増額となっております。

退職被保険者につきましては、制度的に新規の方がいなくなるということのため減となり、一般保険者が増となっております。

19 ページにいきまして、2 項高額療養費は 1 億 6,540 万円と、昨年並みを計上しております。

20 ページ。

4 項 1 目、出産育児諸費一時金につきましては 630 万 3,000 円で、実績により 209 万 7,000 円を減額しております。

3 款後期高齢者支援金等は、過去 3 カ年の支援金支出実績と加入者数見込みにより一人当たりの負担金を求め、平成 26 年度を推計しております。過去の一人当たりの負担金は 4 万 8,000 円から 5 万 2,000 円と推移しており、変動幅が大きく見込みが難しい面はありますが、2 億 2,705 万円、812 万円増を計上しております。

21 ページになりまして、4 款前期高齢者納付金等、それから 5 款老人保健拠出金は、昨年同様の計上となっております。

6 款 1 目、介護納付金は、前年の実績見込みにより 1,000 万円減の 1 億 1,000 万円を計上しております。

22 ページとなりまして、7 款共同事業拠出金は、県内市町村における国保財政の安定を共同で補てんするための拠出金となっており、1 目高額医療費共同事業医療費拠出金で 800 万の増の 4,500 万円、2 目の保険財政協同安定化事業拠出金で、昨年同様の 2 億 1,000 万円を計上しております。

8 款保健事業費、1 項 1 目、特定健康審査等事業費は、特定健診委託費において消費税影響分および受診率アップの取り組みとして、健診の休日開催を行うための料金加算等により、367 万 7,000 円増の 1,661 万円を計上しております。

2 項 1 目、保健衛生普及費は、健康づくりや食生活の改善事業費に係る経費および医療費通知費として 271 万 5,000 円を計上しております。

以下、9 款以降は昨年同様となっております。

続きまして、歳入の説明を致します。8 ページの方にお戻りください。

1 款国民健康保険税 3 億 4,843 万 1,000 円は、事業の健全化を図るため、今回税率改正の議案を提案させていただいております。よって、前年度比 2,906 万 7,000 円の増となっております。歳入の医療費と同様に一般分が増となり、退職分が減となっているところです。

9 ページ、2 款使用料及び手数料は、昨年同様となっております。

10 ページ、3 款 1 項、国庫負担金 3 億 637 万 9,000 円は 1,867 万 5,000 円の減で、団塊の世代の方が入ってくるため前期高齢者交付金が増額すると見込んでいるため、その分の差引調整などにより減額となっております。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金 1 億 4,402 万 2,000 円につきましては前年度比 8,471 万 6,000 円の減と

なっており、これは、歳入不足をここで収支調整をしていたためで、26年度は税率改正および法定外繰出しにより財源不足を補える収支となっているため、前年度見込額などにより推計した額を見込んでおります。

11 ページ、4 款 1 項、県負担金 968 万 2,000 円は、決められた負担率に応じ見込んでおります。

2 項県補助金、1 目財政調整交付金 1 億 1,924 万円は、市町村の国保財政力の不均衡等を調整するためのもので、1,690 万 9,000 円の増を見込んでおります。

5 款 1 項 1 目、療養給付費等交付金 1 億 4,533 万円は、25 年度の実績見込みにより計上しております。

12 ページ、6 款 1 項 1 目、前期高齢者交付金、現年度分 4 億 9,700 万 1,000 円は、65 歳から 74 歳の前期高齢者の方の加入割合が増えているため平成 26 年度も増額すると見込まれますので、6,700 万円の増額をしております。

7 款共同事業交付金は、昨年同様の 2 億 3,500 万円を見込んでおります。

8 款財産収入は、基金利子で昨年同様としております。

13 ページになりまして、9 款 1 項 1 目、一般会計繰入金として、決められた負担率により 1 億 8,235 万 8,000 円。税率改正により増額となる税金と同額となる法定外繰入金を、その他繰入金として 3,000 万円を見込んでおります。

以下、10 款繰越金、11 款諸収入につきましては枠取りが主で、ほとんどが昨年同様となっております。

今後は国の財政支援を見極めながら、税率改正と一般会計からの繰り入れのご理解をいただきつつ、健康で過ごせる保健事業の強化を図りながら国保事業の健全化を図っていかなくてはならないというふうに考えております。

以上、ご審議をよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは議案第 145 号、平成 26 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について補足説明を致します。

オレンジ色の表紙の予算書となります。

まず、1 ページをお開きください。

歳入歳出の予算の総額を、それぞれ 17 億 3,021 万 1,000 円とするものです。

保険給付費等につきましては、前年度の実績見込額などを基に計上しているところですが、6 から 7 ページのとおり、昨年度予算より総額で 814 万 8,000 円の減額となっており、昨年度対比で 0.47 パーセントの減となっております。

介護保険特別会計について、主なものを歳出から説明させていただきます。

まず、14 ページをご覧ください。

1 款総務費 3,835 万 5,000 円のうち、1 項総務管理費につきましては、介護保険事業にかかわる職員給与などを計上し、15 ページの 13 節委託料でニーズ調査および事業計画策定の委託料 312 万 2,000 円を計上しております。

これは、平成 26 年度が 27 年度から 3 カ年を計画期間とする介護保険事業計画を策定する年度となりますので、ニーズ調査と計画策定のための業務を委託するものとして計上しております。

16 ページの第 3 項介護認定審査会費で 1,457 万 3,000 円を計上しておりますが、これは介護認定に関する調査費、および四万十市との共同設置の認定審査会に関する経費を計上しております。

17 ページ、2 款保険給付費につきましては 16 億 5,580 万円を、これまでの実績額から見込んでそれぞれの項

目ごとに計上しており、前年度と比較して420万円の減額となっております。

18 ページ下からの3 款地域支援事業費につきましては、19 ページの1 項1 目、二次予防事業費として345万8,000 円を、また、2 目一次予防事業費として502万2,000 円をそれぞれ計上しまして、口腔機能向上の取り組みや認知症予防、地区ふれあいサロンなどの事業費を介護予防の事業費として計上しております。

次に、20 ページの2 項1 目、介護予防ケアマネジメント事業費として1,646万4,000 円を、地域包括支援センターの職員給与と事務費を計上しております。

23 ページをお開きください。

任意事業につきましては871万6,000 円を計上し、前年度と比較して331万5,000 円の減額となっております。理由としましては、24 ページの20 節扶助費として支出する在宅介護手当を、昨年度は条例改正の初年度であったため多めに計上しておりましたが、今回は実績に基づく見込額で計上しているための減額となっております。

以下、5 款基金積立金から8 款予備費につきましては、昨年と同様の計上しております。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

8 ページにお戻りください。

1 款保険料につきましては、2 億6,912万8,000 円を見込んでおります。

次に、3 款国庫支出金につきましては4 億5,797 万円を見込み、また、2 号被保険者の保険料である4 款支払基金交付金では4 億8,229万3,000 円を、さらに5 款県支出金では2 億5,986万8,000 円を見込んでいるところですが、これらの見込み額につきましては、歳出に対してそれぞれの負担率に応じて見込み額を算定して計上しております。

次に、10 ページの7 款繰入金の2 億6,085万8,000 円のうち、1 項一般会計繰入金の2 億5,375万8,000 円につきましては、それぞれの目ごとの負担率等に基づき算定するとともに、職員給与分等を計上しております。

11 ページの8 款繰越金以降、10 款町債までは、昨年度と同様の計上しております。

以上で補足説明を終わります。

続きまして、議案第146 号、平成26 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について説明を致します。

まず、1 ページより説明致します。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,018万7,000 円とするもので、4 ページから5 ページのとおり総額で113万円の増額となっており、前年度比で5.9 パーセントの増となっております。

まず、歳出からご説明します。

7 ページをお開きください。

1 款1 項1 目、一般管理費で1,998万7,000 円を計上しておりますが、職員給与と臨時職員雇用に伴う賃金、事務経費等を計上しております。

6 ページに戻っていただきまして、歳入についてご説明致します。

1 款サービス収入と致しまして、介護予防サービス計画費収入で398万4,000 円を計上しております。

また、2 款1 項1 目、一般会計繰入金で1,620万2,000 円を計上し、職員給与と事務費など歳出に対する不足分をここで計上しております。

以上、誠に簡単ではありますが補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

私からは、まず議案第 147 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についてご説明させていただきます。

この予算につきましては、平成 25 年度の実績見込により予算計上しておりますけれども、行政報告でもご報告させていただきましたように、拳ノ川診療所の後任医師がまだ確定しておりません。それに伴い、運営形態の変更も不可避な状況でもあり、支援していただける医師の状況によっては、大きく変更することも考えられます。

しかし、この国保拳ノ川診療所を存続させていくためにも、これまで同様の予算措置を背景にして、高知県をはじめとするあらゆる関係機関にご支援を働き掛けていくことが必要だと考えております。従って、平成 25 年度と同じような内容で予算計上をさせていただいておりますので、この現状をご理解いただき、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、平成 26 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算の主なものについてご説明させていただきたいと思ひます。

ピンク色の表紙の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7,329 万円とするもので、前年度から 1.4 パーセント、105 万 3,000 円の減額となっております。

まず、歳出からご説明させていただきます。9 ページをご覧ください。

歳出の 1 款 1 項 1 目の報酬は、臨時職員 2 名分を嘱託として 455 万 3,000 円を計上させていただいております。職員給料につきましては 3 人分で 1,520 万 3,000 円、職員手当 1,676 万 2,000 円。その内訳につきましては、説明欄等をご確認いただきたいと思います。そして、共済費につきましては 502 万 6,000 円を計上致しました。

10 ページに移りまして、需用費として 171 万 2,000 円。この内訳は、事務用品 30 万円、光熱水費が 85 万 7,000 円となっております。そして、委託料の 197 万 9,000 円につきましては主に建物等の保守管理費でございます。

次に、11 ページの備品購入費でありますけれども、これは災害用備品の発電機、それから担架、テント等の購入であります。

次に 12 ページですけれども、12 ページの研究研修費は、幡多医師会等への負担金などがございます。

次の 2 款 1 項 1 目の需用費 174 万円につきましては、主に医療機器類の修繕、保守点検費用でございます。そして、使用料及び賃借料 282 万 6,000 円は、主に医療機器類のリース料でございます。

13 ページに移りまして、備品購入費 194 万 4,000 円でございますが、これは薬の小型分包機を購入するものでございます。

次に、2 目の需用費 1,400 万円は主に薬品代、薬代であります。そして予備費 100 万円を計上して、歳入歳出予算の総額を 7,329 万円に調整をしております。これは前年度から 1.4 パーセントの減額になっております。

次に、6 ページにお戻りいただいて、歳入についてご説明させていただきます。

歳入の 1 款 1 項 1 目の国保診療収入、これの現年度分につきましては 462 万 2,000 円を計上し、2 目の社保診療収入、これも現年度分 311 万 4,000 円。そして、3 目の後期高齢者診療収入につきましては 1,375 万 8,000 円。それから、4 目の一部負担金収入につきましては 414 万 4,000 円を計上して、5 目その他の診療収入、これにつきましては 464 万 1,000 円の計上をさせていただいております。診療収入の対年対比は、13 パーセント減の 3,027 万 9,000 円を見込んでおります。

7 ページに移りまして、3 款 1 項 1 目の県の補助金につきましては 136 万 2,000 円を計上しております。これは直診施設整備事業で、医療機器の補助金が 97 万 2,000 円、そして、医療機関災害対策強化事業補助金として

39万円が交付されるものでございます。

5款1項1目の事業勘定繰入金では昨年同様600万円を計上しておりますが、これは特別調整交付金として、へき地直営診療所運営費として交付されているものでございます。

続けて、8ページをお開きください。

5款3項1目の一般会計繰入金として3,515万6,000円を計上しておりますが、これは診療収入の見込減によるものと事業勘定繰入金によるもので、前年対比は5.6パーセントの増となり、歳入予算総額を7,329万円に調整をさせていただいたものでございます。

直診会計については以上でございますけれども。

続きまして、議案第148号、平成26年度黒潮町後期高齢者医療保健事業特別会計予算の主なものについてご説明をさせていただきたいと思っております。

水色の表紙の1ページをお開きください。

平成25年度後期高齢者医療保健事業の実績見込によって予算計上をさせていただいております。その歳入歳出予算の総額を1億9,144万8,000円とするもので、前年度と比較しまして4.4パーセント、808万8,000円の増となっております。増額の主な要因は、広域連合への納付金の増額がほとんどでございます。

それでは10ページをお開きください。

まず、歳出についてご説明させていただきたいと思っております。

歳出の一般管理費では185万9,000円前年度より増加しておりますけれども、その主なものと致しましては、19節の特定健診事業負担金の増でございます。

それでは、内容について説明していきたいと思っております。

歳出の内訳につきまして、1款1項1目の給料につきましては396万5,000円、職員手当249万7,000円、共済費135万1,000円を計上し、それから、先ほど申しました特定健診事業の負担金、これを250万円計上させていただきます。

11ページに移りまして、2款1項1目の負担金補助及び交付金でございますけれども、これの後期高齢者医療広域連合納付金として1億7,911万4,000円。これを計上し、諸支出金として保険料の還付金、これを10万円。それから還付加算金を1万円計上させていただいております。以上で、歳入歳出予算の総額を1億9,144万8,000円に調整したものでございます。

続いて、6ページにお戻りいただきたいと思っております。

歳入のご説明をさせていただきたいと思っております。

歳入の1款1項1目、特別徴収保険料ですけれども、現年度分として8,400万円を計上させていただいております。

そして、2目の普通徴収保険料の現年度、過年度分として2,770万1,000円を計上し、滞納繰越分については1,000円を計上しております。

以下、各手数料等につきましては、ほぼ前年度並みとしております。

次に、7ページに移りまして、4款1項1目の事務費繰入金につきましては1,025万3,000円を計上し、2目の保険基盤安定繰入金を6,740万9,000円計上させていただきました。

全体予算額では、前年度から4.4パーセント増となっております歳入歳出予算の総額を1億9,144万8,000円に調整をしたものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（野並誠路君）

それでは議案第149号、平成26年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。緑色の予算書を見ていただけるようにお願いします。

まず、1ページを開けてください。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,731万5,000円と定めるものです。当初予算での前年対比は0.2パーセント、7万8,000円の減となっております。

それでは詳細について説明しますので、8ページの事項別明細書の歳出をお開きください。

まず、歳出1款農業集落排水費、1項1目の農業集落排水総務費ですが、総務費につきましては事務的経費であります。前年度より消費税分3,000円増額し、19万円を計上しております。

続きまして、2項1目の農業集落排水維持費ですが、928万3,000円を計上しております。前年との比較では8万円の減額となっております。

予算計上と致しましては、11節需用費の中の電気料について消費税増額分6万円を計上し、計280万4,000円計上しています。

次に、12節の役務費ですが、過去3年のし尿浄化槽汲取り清掃費を参考に27万7,000円減額し、117万1,000円を予算計上しております。

また、9ページの13節委託料についても、消費税を勘案した予算530万8,000円を計上しております。

次に、2款1項、公債費ですが、25年度公債費等端数で1,000円の差はありますが、償還金は同額となり、その中で償還利子分の減分マイナス37万7,000円が元金償還の増になることとなっております。

次に、歳出に対する歳入ですが、6ページをお開きください。

1款1項1目の農業集落排水事業分担金ですが、本年度20万1,000円計上しています。この分担金については2戸の加入を見込んでおりまして、20万円としました。

次に、2款1項1目の農業集落排水の使用料は、蜷川2戸加入増で73戸の加入ですが、病院等への長期入院等で使用料徴収戸数67戸、出口部落も75戸の加入で、使用料徴収戸数合計が69戸、合計136戸。2戸の増によりまして、また消費税も踏まえた684万1,000円を見込みました。

次に、7ページの3款1項1目の一般会計繰入金ですが、本年度3,024万8,000円を計上しています。31万8,000円少なくなっていますが、主な要因としては使用料の増額と役務費の増減によるものです。

あと、4繰越金、5諸収入については、前年並みでございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは議案第150号、平成26年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算の補足の説明をさせていただきます。

議案書109ページ、グレーの表紙の1ページをお願いします。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ543万2,000円とするものです。前年度比で7,000円、率にして0.1パーセントの減となっております。全体として昨年並みの予算となっております。

次に、事項別明細の歳出の方からで8ページをお願いします。

1款事業費と致しまして、維持管理運営費に係る171万2,000円を計上しています。前年度比で8,000円の減

となっておりますが、主に修繕料の減となっております。

2 款公債費ですが 332 万円で、前年度比で 1,000 円の増となっております。

3 款予備費として、昨年同様 40 万円を計上しています。

次に、歳入の 6 ページをお願いします。

1 款分担金及び負担金として、前年度同様 1,000 円で枠取りをしております。

2 款使用料及び手数料は 76 万円を計上し、前年度比 1 万円の増となっております。

3 款繰入金につきましては 464 万円、前年度比で 1 万 5,000 円の増となっております。

4 款繰越金は 3 万 6,000 円で 3 万 2,000 円の減となり、5 款諸収入は前年度同様 1,000 円となっております。

以上、よろしくをお願いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは議案第 151 号、平成 26 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

議案書の方は 110 ページでございます。資料の方は若草色の予算書になりますけれど、その 1 ページをお開きください。

平成 26 年度当初予算は、歳入歳出それぞれ 1 億 6,636 万 8,000 円とするものです。前年度比は、金額にして 510 万 9,000 円、率にして 3.2 パーセントの増となっております。これの主な原因は、消費税率のアップとデータ放送が本格的に始まったことによるものでございます。

それでは、歳出から事項別に説明をさせていただきます。8 ページをお開きください。

1 款総務費の 1 目一般管理費で 45 万 4,000 円の減となっておりますが、これは嘱託職員の共済費の減によるものでございます。

1 節の報酬では、2 名の嘱託職員を計上しております。

11 節の需用費では、電気料を 360 万円、12 節の役務費では、施設損害賠償保険料 140 万円等が大きなものとなっております。

2 目財産管理費の方では 109 万 7,000 円の増で、主に消費税率の増によるものでございます。

この目で大きなものとしては、12 節の伝送路保守に 1,970 万 1,000 円、13 節の光ネットワーク運用保守委託として 2,762 万円。これは常駐 4 名で、各種機器の管理と法定点検などを行っております。

14 節の使用料及び賃借料では、伝送路の電柱共架や自営柱等の土地使用料 855 万 4,000 円等でございます。

2 款事業費の方では 407 万円の増となっております。これは、消費税率がアップされたこと、それから 1 目 14 節の使用料及び賃借料でデータ放送システムが本格的に開始されたこと、それから著作権連盟へ加入したことによるものでございます。

1 目の放送サービス提供事業で大きなものとしては、自主放送制作委託費 1,585 万 1,000 円、データ放送システム、著作権、県内 CATV ネットワーク回線機材等の使用料の 489 万 2,000 円でございます。

2 目通信サービス提供事業では、12 節の役務費でインターネット通信費として 2,916 万 1,000 円等を計上しております。

公債費の方では、39 万 6,000 円増の 3,709 万 4,000 円を計上しております。

次に、歳入の方のご説明をさせていただきます。6 ページにお戻りください。

1 款使用料及び加入金等の 1 目サービス使用料は、テレビ放送で減免家庭を考慮して 2,064 世帯、率にしま

すと 39.8 パーセントで計画をしております。インターネットは 1,094 世帯、21.1 パーセントを見込んでおります。そのほか、携帯基地局の芯線使用料を 192 万円、サービス加入金は 68 万 8,000 円を見込んでおります。

2 款繰入金は、一般会計繰入金から 7,545 万 5,000 円、財政支援事業基金繰入金から 745 万 1,000 円、合計 8,290 万 6,000 円で収支の調整をしております。

以上でございますけれど、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは議案第 152 号、平成 26 年度黒潮町水道事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。予算書は、あさぎ色の表紙でございます。

まず、水道事業特別会計予算につきましては、地方公営企業会計制度の大幅な改正によりまして会計基準の見直しが行われました。平成 26 年度の予算および決算から、新会計基準へと移行致しました。

予算書の表紙の次に目次を付けています。この中で、17 ページの水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、および 29 ページの、重要な会計方針に係る事項に関する注記が新たに義務化されたものです。

それでは、目次の裏面になります 1 ページをお開きください。

ここには、第 1 条に総則と致しまして、平成 26 年度黒潮町水道事業特別会計の予算は次に定めるところによるとしています。

第 2 条には、業務の予定量を掲載しています。

平成 26 年度の給水栓数は 6,250 栓でございます、対前年比で 40 栓の減少となっております。

年間給水量は 151 万 6,572 立法メートルで、対前年比 1 万 9,992 立法メートルの減量でございます。率にしますと、対前年比でマイナスの 1.3 パーセントになります。

次に、第 3 条予算の収益的収入及び支出の予定額についてご説明を致します。この予算は、ご家庭に水をお届けするための費用で、給水収益等により運営をする予算でございます。

ここでは、収入支出の総額を 2 億 5,833 万 4,000 円にするものでございます。内容につきましては、31 ページから 39 ページの事項別明細書に記載をしています。

先に支出からご説明致しますので、33 ページをお開きください。

上水道事業費用分と簡易水道事業費用分に分けて掲載しています。

新会計基準に移行となり、新たに計上したものは、6 目の総係費の 6 節賞与等引当金繰入額、8 節の法定福利費繰入額、30 節貸倒引当金繰入額、7 目の減価償却費の 7 節のリース資産、2 項 1 目の支払利息の 3 節リース債務利息、3 項 2 目、その他特別損失でございます。

次に、収入をご説明を致します。31 ページをお開きください。

営業収益の給水収益につきましては、消費税改正によりますアップ分を見込んでいます。営業外収益の長期前受金戻入につきましては、法改正により新たに計上したもので、みなし償却制度の廃止に伴い、減価償却を行うべき固定資産の取得または建設改良に充てるための補助金等の交付を受けた場合においては、その交付を受けた金額に相当する額を長期前受金として計上をしています。

次に、第 4 条予算の資本的収入および支出の予定額についてご説明を致します。

この予算は、水道施設を整備、改良するための費用で、将来の事業運営を行うための投資的予算でございます。

先に支出からご説明をさせていただきます。

最後のページになります、41 ページをお開きください。

建設改良費は1億2,861万5,000円で、対前年比で6,748万円の減額となっています。この主な要因としては、平成21年度から施工してまいりました錦野地区配水管布設替工事等が終了したことによるものです。

平成26年度の実施工事につきましては、大方改良事業に併せて行ないます上水道基幹配水管の布設工事と、平成25年度に施工できませんでした、上川口配水池の耐震補強工事でございます。

収入につきましては40ページに記載していますので、ご確認をお願い致します。

恐れ入りますが、2ページに戻ってください。

第4条予算では、カッコ書きに記載をしていますように、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,628万円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金および当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額の7,628万円で補てんを致します。

次に、17ページの水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書についてご説明を致します。

25年度まで作成していました資金計画書が廃止されたことに伴い、平成26年度から公営企業法改正により義務付けられたものです。これは1年間の現金の動きを表したものとなります。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは、通常の業務活動の実施に必要な資金の状態を表しています。

2の投資活動によるキャッシュ・フローは、将来に向けた運営基盤の確立のために行う投資活動に係る資金の状態を表しています。

3の財務活動によるキャッシュ・フローは、増減資による資金の収入、支出および借り入れ、返済による収入、支出など、資金の調達および返済を表しています。

下段の、資金期首残高の3億4,114万8,419円は、23ページの2行目の現金預金の額となります。

また、資金期末残高の3億4,621万8,838円は、26ページの2行目の現金預金の額となります。

20ページから21ページには、平成26年度の収益と費用を表しました予定損益計算書を記載していますのでご確認をお願いします。

次に、25ページからの平成26年度予定貸借対照表についてご説明を致します。

26ページの7行目の資産合計は33億101万6,072円となっています。

負債合計は、27ページの最後の行になります。26億3,518万9,207円となっています。

資本合計は、28ページの下から2行目になります。6億6,582万6,865円となっており、負債と資本の合計が33億101万6,072円となりまして、先ほどの資金合計と合致していますので、バランスが取れているということになります。

最後に、29ページに法改正により義務付けられました、重要な会計方針に係る事項に関する注記を記載しています。

これは、損益計算書および貸借対照表の作成に当たって、その財政状況および経営状況を正しく示すために採用しました、会計処理の原則および手続き、ならびに表示の方法を記載したものです。

以上、平成26年度黒潮町水道事業特別会計予算書の補足説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案第94号、黒潮町都市公園条例の一部を改正する条例についてから、議案第152号、平成26年度黒潮町水道事業特別会計予算についてまでの質疑および委員会付託につきましては、10

日の会議日程とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 25分